

1 青少年の人口

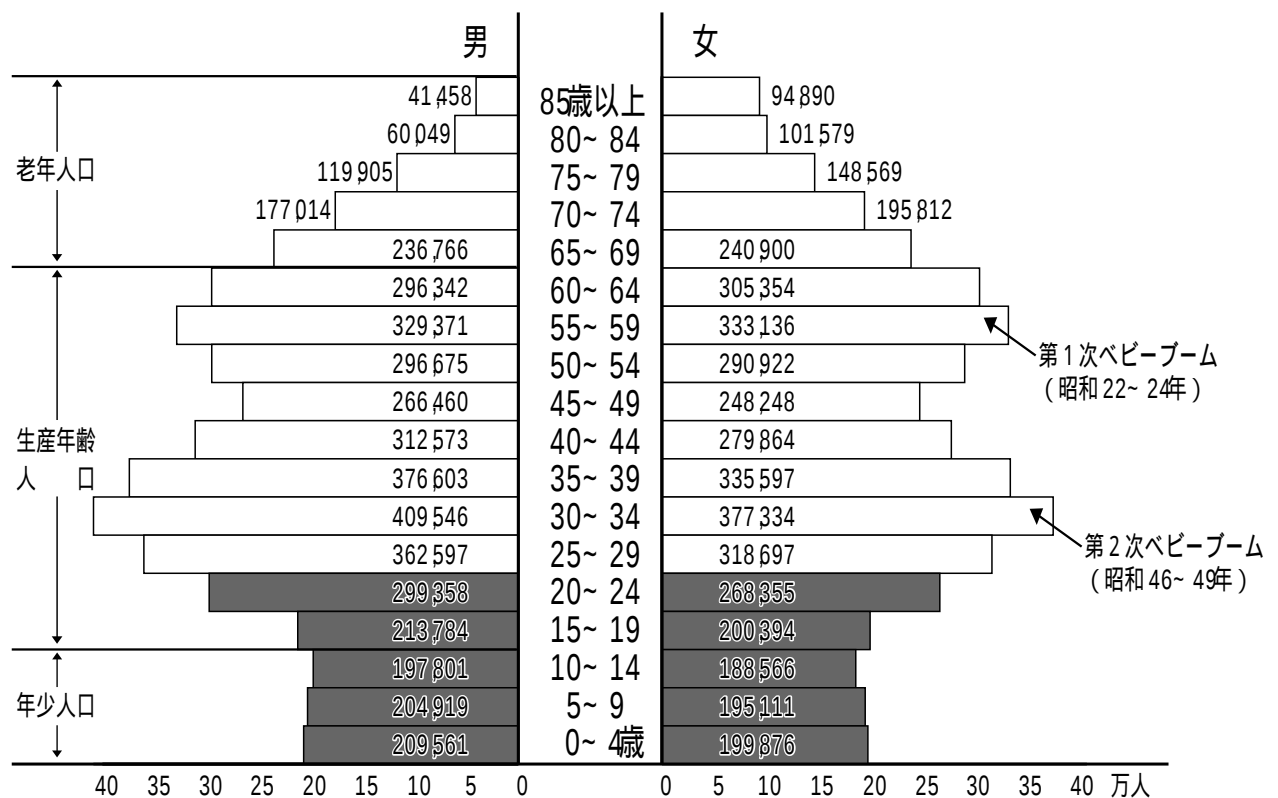
▼神奈川県青少年人口

本県の総人口は平成17年1月1日現在で874万8,731人（男442万831人、女432万7,900人）です。

0～24歳の青少年は217万7,725人（男112万5,423人、女105万2,302人）で総人口の24.9%になります。昭和30年には51.6%と過半数を占めていましたが、その後割合は、減少を続けています。

また、県内の出生数は「人口動態統計」（厚生労働省）によると、昭和48年の13万6,389人をピークに減少傾向が続いていましたが、平成元年以降ほぼ横這い状況となっており、平成16年は7万9,444人、また出生率（人口千人あたりの出生率）は9.2%でした。

図 - 1 - 1 年齢（5歳階級）別、男女別人口ピラミッド



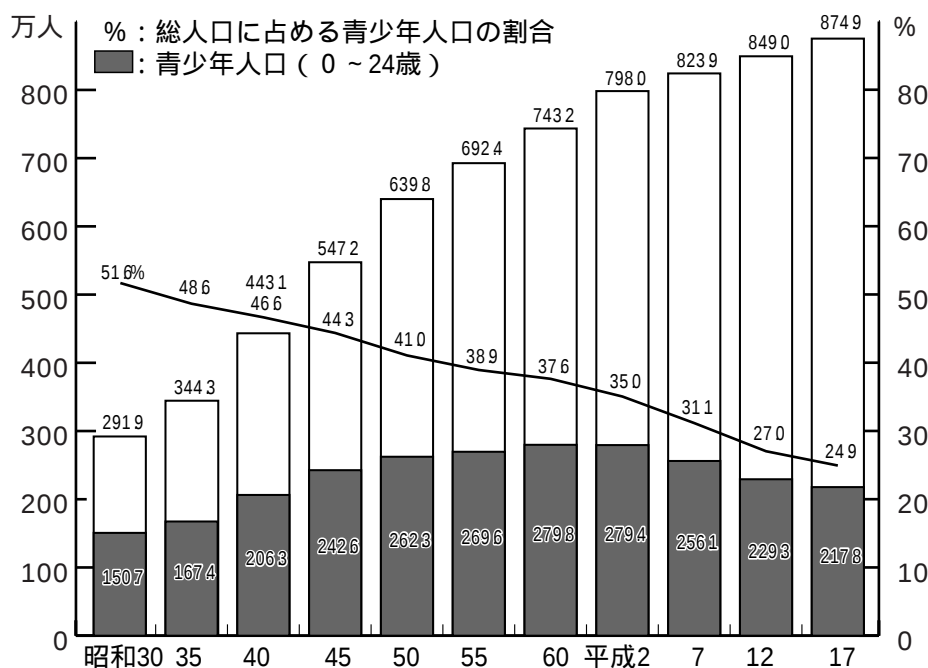
(注) 1 年齢不詳分（男10,049人、女4,696人）は除く。

2 ■ は青少年人口（0～24歳）

資料出所：県年齢別人口統計調査（統計課 平成17年1月1日現在）

1 青少年の人口

図 - 1 - 2 青少年人口の推移

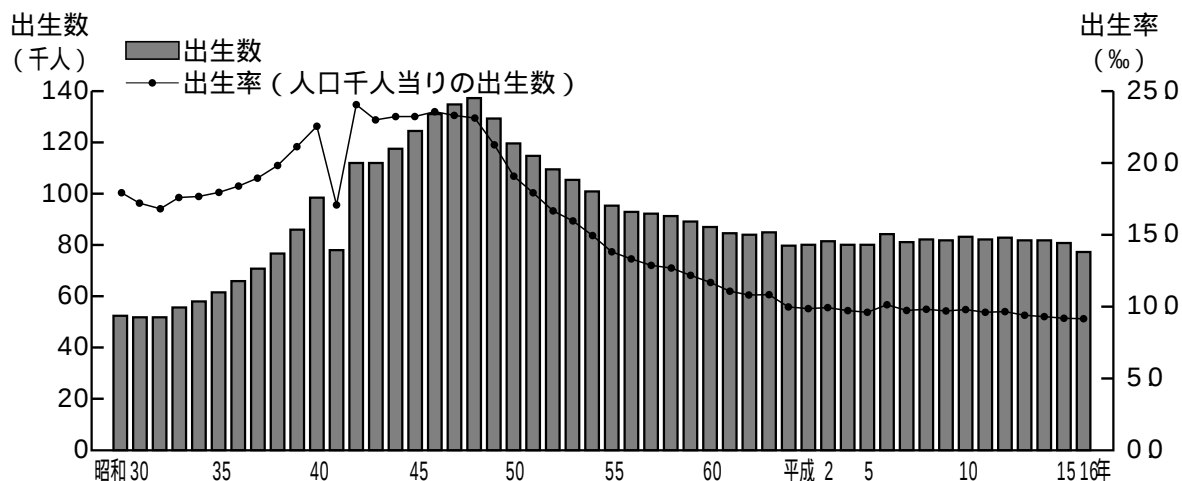


(注) 単位未満は四捨五入した。

資料出所：平成17年：県年齢別人口統計調査（統計課 平成17年1月1日現在）

他年：国勢調査（各年10月1日現在）

図 - 1 - 3 出生数・出生率の推移



資料出所：人口動態統計（厚生労働省）

▼地域別青少年人口

本県の青少年の人口を地域別にみまると、横浜市が約88万人と最も多く、県全体の40.2%を占めています。次いで県央地域、川崎市の順となっています。各地域の人口総数に占める青少年人口の割合は県央地域が26.2%で最も高く、最も低い横須賀三浦地域の22.9%とは3.3ポイントの差があります。また、県全体の青少年人口は1年前と比較して29,971人減少しています。

なお、市町村別の青少年人口については、次表のとおりです。

表 - 1 - 1 地域別・市町村別青少年人口の割合

地域名・市町村名	人口総数 (人)	青少年人口		
		人口総数 (人)	構成比	青少年人口の割合 (/ ×100)
横浜市	3,559,867	875,203	40.2%	24.6%
川崎市	1,306,992	324,294	14.9%	24.8%
横浜・川崎市計	4,866,859	1,199,497	55.1%	24.6%
横須賀市	428,588	103,225	4.7%	24.1%
鎌倉市	170,046	34,882	1.6%	20.5%
逗子市	58,435	12,327	0.6%	21.1%
三浦市	50,410	11,650	0.5%	23.1%
葉山町	31,656	6,831	0.3%	21.6%
横須賀三浦地域計	739,135	168,915	7.8%	22.9%
相模原市	624,026	164,215	7.5%	26.3%
厚木市	222,703	62,277	2.9%	28.0%
大和市	220,280	54,281	2.5%	24.6%
海老名市	123,932	31,857	1.5%	25.7%
座間市	128,961	33,105	1.5%	25.7%
綾瀬市	82,776	21,030	1.0%	25.4%
愛川町	42,828	11,722	0.5%	27.4%
清川村	3,502	779	0.0%	22.2%
県央地域計	1,449,008	379,266	17.4%	26.2%
平塚市	257,251	66,272	3.0%	25.8%
藤沢市	393,602	99,838	4.6%	25.4%
茅ヶ崎市	228,001	57,001	2.6%	25.0%
秦野市	168,614	46,194	2.1%	27.4%
伊勢原市	100,924	27,139	1.2%	26.9%
寒川町	47,179	12,457	0.6%	26.4%
大磯町	32,534	7,396	0.3%	22.7%
二宮町	30,355	7,121	0.3%	23.5%
湘南地域計	1,258,460	323,418	14.9%	25.7%
南足柄市	44,265	11,018	0.5%	24.9%
中井町	10,249	2,510	0.1%	24.5%
大井町	17,505	4,678	0.2%	26.7%
松田町	12,610	3,046	0.1%	24.2%
山北町	12,772	3,062	0.1%	24.0%
開成町	14,735	3,784	0.2%	25.7%
足柄上地域計	112,136	28,098	1.3%	25.1%
小田原市	198,864	48,916	2.2%	24.6%
箱根町	14,745	3,035	0.1%	20.6%
真鶴町	8,782	1,857	0.1%	21.1%
湯河原町	27,182	5,844	0.3%	21.5%
西湘地域計	249,573	59,652	2.7%	23.9%
城山町	23,344	6,075	0.3%	26.0%
津久井町	29,090	7,576	0.3%	26.0%
相模湖町	10,348	2,649	0.1%	25.6%
藤野町	10,778	2,579	0.1%	23.9%
津久井地域計	73,560	18,879	0.9%	25.7%
県計	8,748,731	2,177,725	100.0%	24.9%

(注) 青少年人口は0～24歳人口による
資料出所：統計課（平成17年1月1日現在）

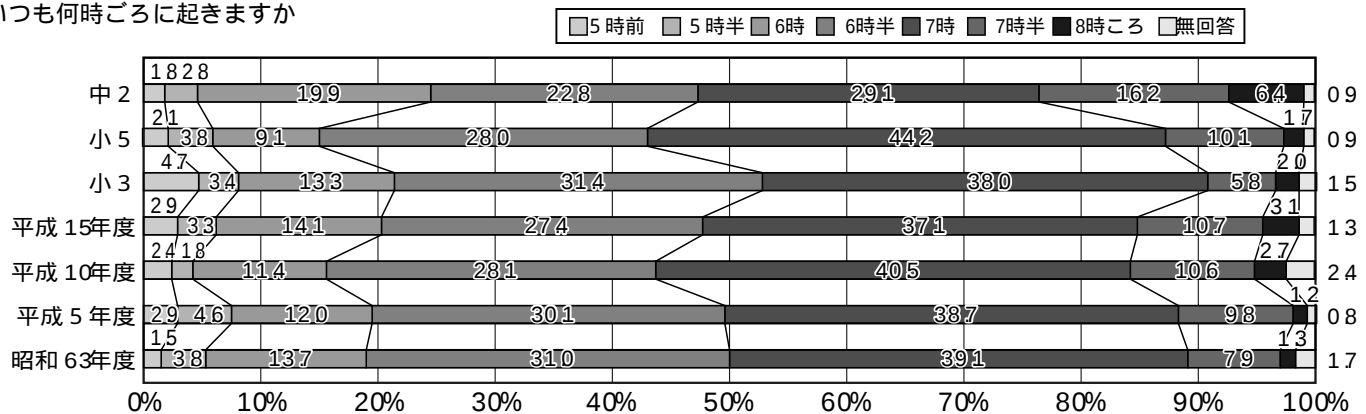
2 青少年のライフスタイル

▼生活時間

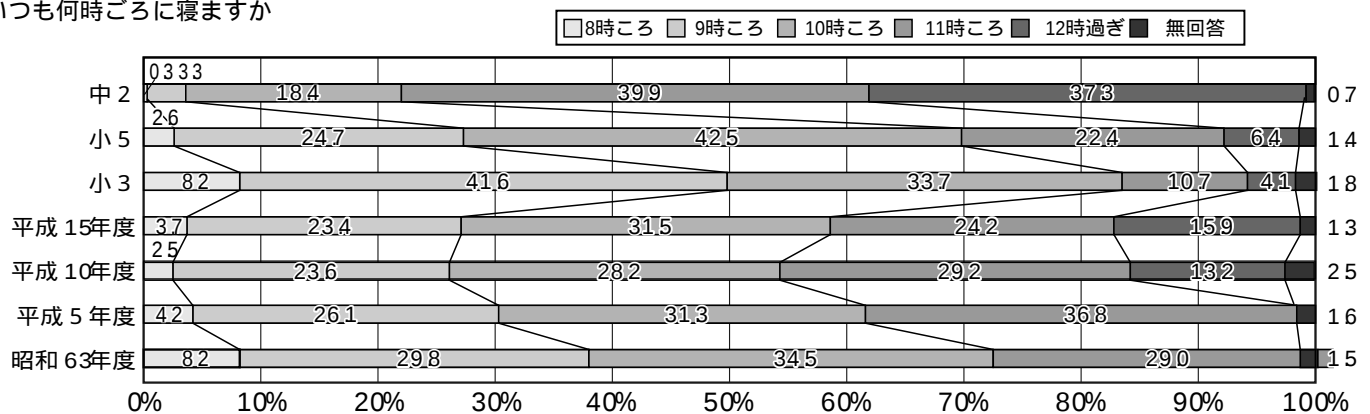
「さがみはらの子どもの生活体験調査及び分析」によると、年齢とともに起床時刻が遅くなる傾向にあります。同時に12時を過ぎて寝る子どもも増えています。就寝時間が遅くなれば起床時間が遅くなる傾向にあります。その傾向は学年が上がるに従って増えています。

図 - 2 - 1 起床時間・就寝時間

いつも何時ごろに起きますか



いつも何時ごろに寝ますか

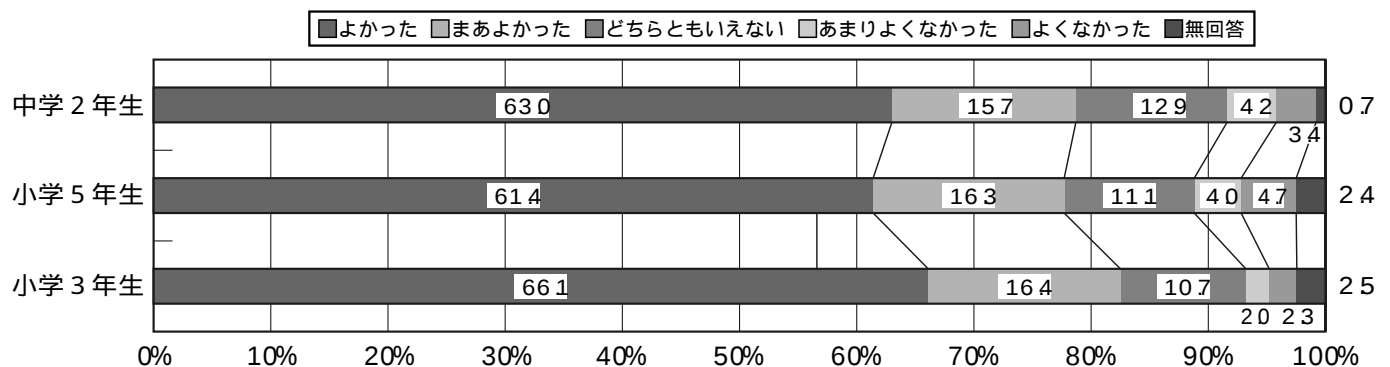


資料出所：平成17年度さがみはらの子どもの生活体験調査及び分析

▼余暇時間

「さがみはらの子どもの生活体験調査及び分析」によると、完全学校週5日制の実施に伴い毎週土曜日が休みになったことについて「よかった」との回答はどの学年でも6割を超えています。「まあよかった」との回答を加えると約8割の子どもが肯定的に捉えています。

図 - 2 - 2 土曜、日曜日が休みになってよかったか



資料出所：平成17年度さがみはらの子どもの生活体験調査及び分析

▼食生活

国立精神・神経センター精神保健研究所心身医学研究部が、全国8府県の中学校及び高等学校の養護教諭に対して行ったアンケート調査によると、摂食障害の生徒の経験をしたことがある中学校は62.4%、高校は86.9%にのぼっています。

生徒の食事の仕方や行動面でのここ数年の変化について、中学校では「朝食抜き」、「ダイエットの話題が多い」、「給食を残す生徒が増えた」をあげる教諭が多く、高等学校では「ダイエットの話題が多い」、「朝食抜き」、「休み時間に間食が多い」の順になっています。摂食障害の発症（増加）の原因として、中学校、高等学校どちらも「家庭問題」、「やせ推奨」を多くの教諭があげています。

図 - 2 - 3 摂食障害の生徒の経験



図 - 2 - 4 生徒の食事の仕方の特徴・問題（複数回答）

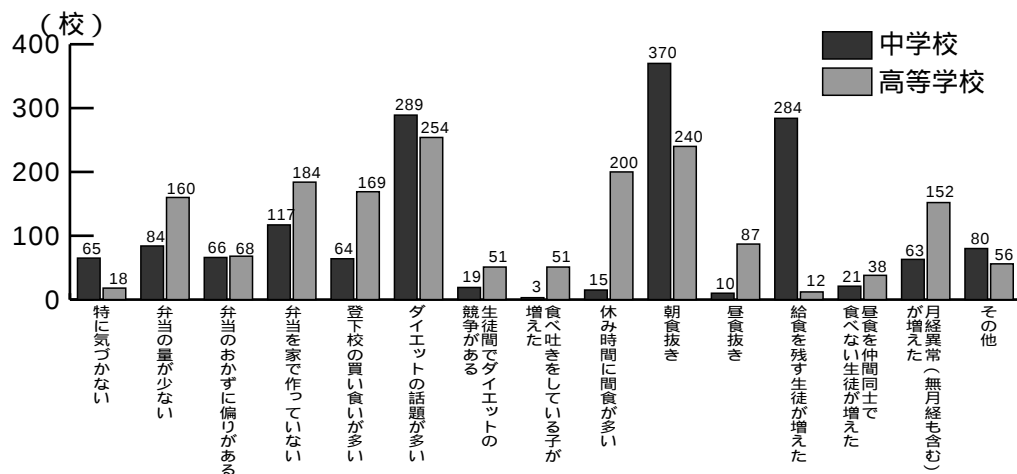
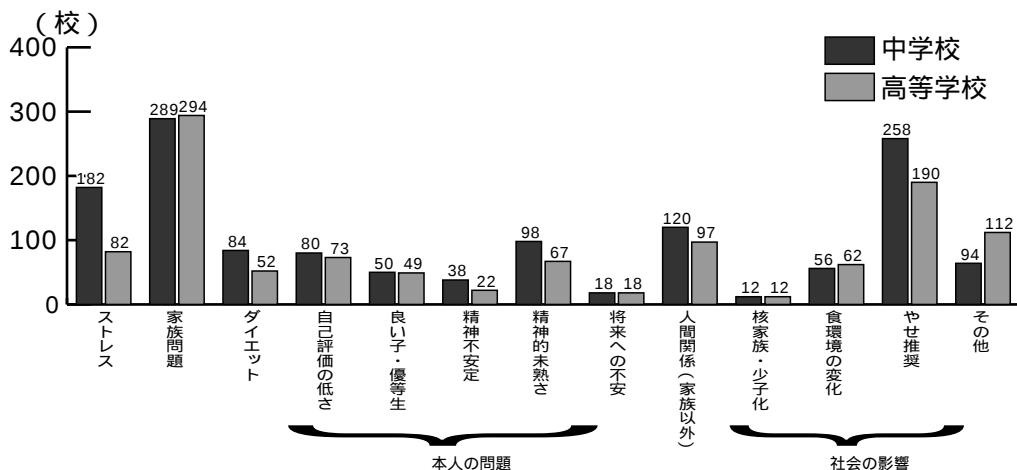


図 - 2 - 5 摂食障害の発症（増加）の原因（複数回答）



資料出所：「10代の若者における摂食障害発症の危険性、その早期発見と対策等に関する調査研究」（小牧元 国立精神・神経センター精神保健研究所心身医学研究部長 平成14年度）

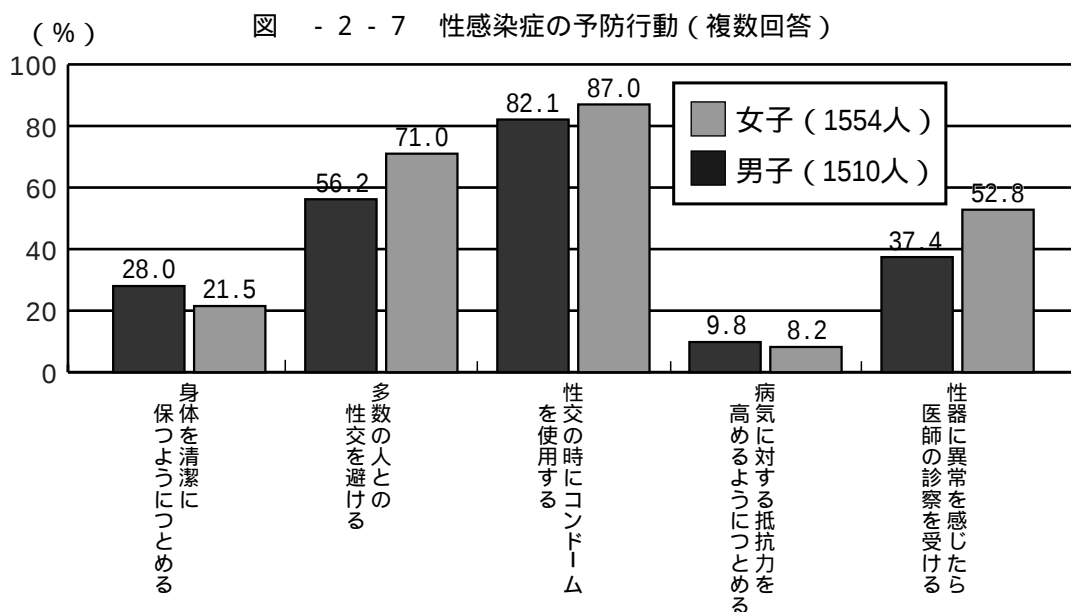
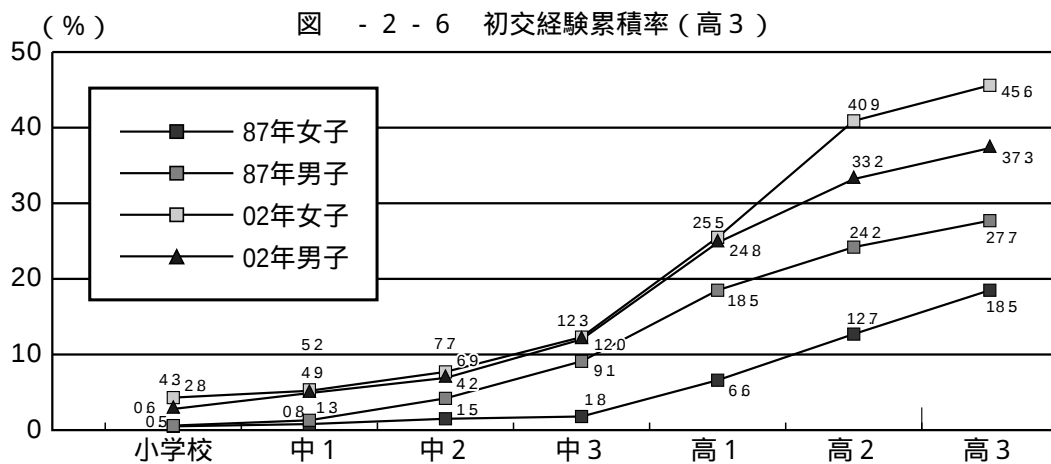
2 青少年のライフスタイル

▼ 青少年の性

いわゆる援助交際や、出会い系サイト等を通じて引き起こされる性被害など、青少年の性にかかわる問題は社会的にも大きな問題となっている中、青少年の性意識、性行動はどのような傾向にあるのでしょうか。

東京都幼稚園・小・中・高・心障性教育研究会の調査によると、高3生徒の初交経験は、87年には男子27.7%、女子18.5%だったのが、2002年の調査では、男女とも高校生になってから急激に割合が増えていることがわかります。そして、女子の初交経験の累積率が男子を上回るのもこの頃です。

また、高校生の性感染症（エイズを含む）の感染予防についての理解度を見ると、「性交の時、コンドームを使用する」や「多数の人との性交を避ける」は知識として定着してきたといえます。



資料出所：2002年調査 児童・生徒の性

（東京都幼稚園・小・中・高・心障性教育研究会 平成14年8月）

▼携帯電話の利用

県内の全県立高等学校の各学年1学級を抽出して1万7,145人の生徒に対して実施したアンケート調査によると、92.0%（男子88.5%、女子95.5%）の生徒が携帯電話・PHSを所有しています。「利用内容」は、「時計の代わりに使う」を「よくする」「わりとする」と答えた生徒の割合がもっとも高く、ついで「友人とメールする」が続きます。1日の通話時間について、「10分以内」とした生徒が7割以上いることから、会話より時計やメールなどのツールとして利用されていることがうかがえます。

図 - 2 - 8 自分専用の携帯電話・PHSの所有

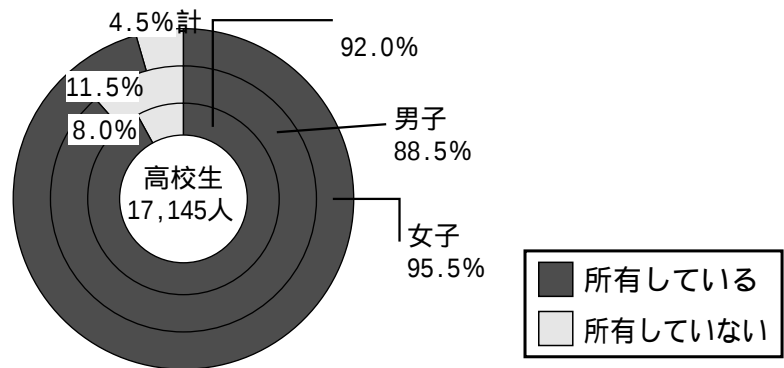


図 - 2 - 9 携帯電話・PHSの利用内容（複数回答）

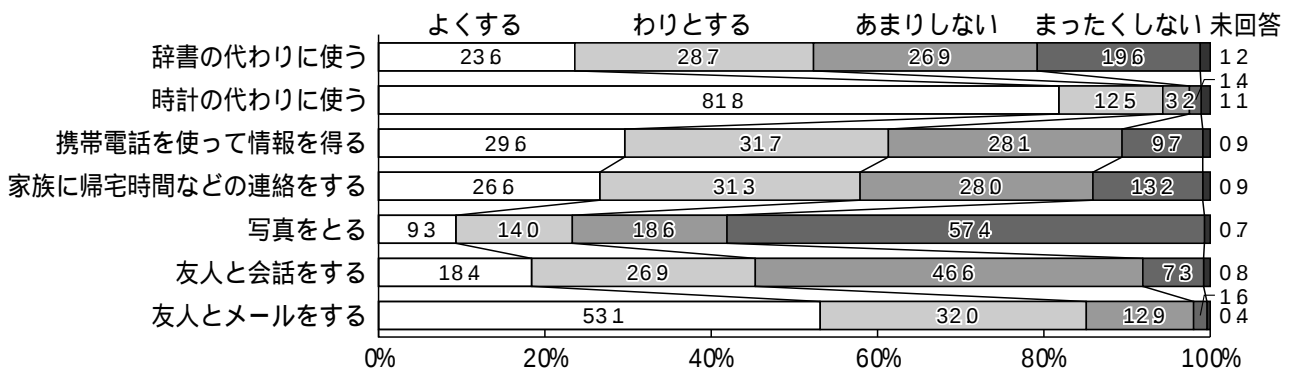


表 - 2 - 1 携帯電話・PHSの利用頻度（1日の通話時間）

(%)

	10分以内	20分以内	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	4時間以内	4時間超
高校生	73.5	10.5	5.5	5.6	1.9	0.9	0.3	0.7

資料出所：携帯電話・PHS及びコンピュータ利用に関するアンケート調査結果（高校生）
（高校教育課 平成15年6月）

○出会い系サイトの利用

「出会い系サイトを利用したことがある」と答えた生徒は15.1%いました。

そのうち、出会い系サイトで知り合った人と会ったことのある生徒（「よくあう」「ときどきあう」「あまりない」）は10.3%います。出会い系サイトで知り合った人と直接会うことについて、高校生の16.7%が「危険だと思わない」「あまり危険だと思わない」と答えており、女子より男子の方が危険だと思っていないことがわかります。

2 青少年のライフスタイル

図 - 2 - 10 「出会い系サイト」の利用

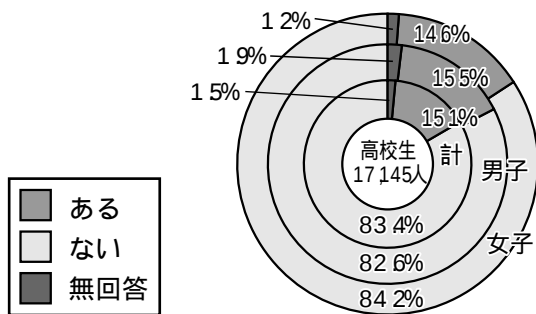


表 - 2 - 2 「出会い系サイト」で知り合った人と直接会うこと

	(%)
よくある	2.2
ときどきある	4.0
あまりない	4.1
まったくない	85.5
無回答	4.2

表 - 2 - 3 「出会い系サイト」で知り合った人と直接会うことの危険性

	男子	女子	計
とても危険だと思う	32.3	48.7	40.8
わりと危険だと思う	41.4	39.8	40.6
あまり危険だと思わない	17.3	8.7	12.8
まったく危険だと思わない	6.5	1.5	3.9
無回答	2.5	1.3	1.9

資料出所：携帯電話・PHS及びコンピュータ利用に関するアンケート調査結果（高校生）
（高校教育課 平成15年6月）

▼インターネットの利用

県内の全県立高等学校の各学年1学級を抽出して1万7,145人の生徒に対して実施したアンケート調査によると、「自分専用のパソコンがあってインターネットが使える」と答えた生徒は16.7%います。また、「家族兼用のパソコンがあってインターネットが使える」とした生徒は52.5%います。

パソコンを使って利用するサイトについては、「タレントや歌手のサイト」（46.4%）、「テレビ番組のサイト」（39.8%）、「CDなどのランキングに関連したサイト」（35.9%）の順に、「よく利用する」とときどき利用する」と答えた生徒の割合が高くなっています。

表 - 2 - 4 自分が使いたいとき自由に使えるコンピューター（PC）の所有

自分専用のパソコン

あってインターネットが使える	16.7%
あるがインターネットは使えない	6.1%
ない	73.9%
無回答	3.3%

家族兼用のパソコン

あってインターネットが使える	52.5%
あるがインターネットは使えない	10.6%
ない	32.8%
無回答	4.1%

表 - 2 - 5 パソコンで利用するサイト

	よく利用する	ときどき利用する	利用しない
占いに関連したサイト	5.3%	25.5%	69.2%
CDなどのランキングに関連したサイト	10.9%	25.0%	64.1%
タレントや歌手のサイト	18.3%	28.1%	53.6%
テレビ番組のサイト	10.2%	29.6%	60.2%
オークションに関連したサイト	8.0%	14.0%	78.0%
成人向け画像や動画に関連したサイト	4.7%	7.6%	87.7%
出会い系サイト	1.6%	2.7%	95.7%

資料出所：携帯電話・PHS及びコンピュータ利用に関するアンケート調査結果（高校生）
（高校教育課 平成15年6月）

3 青少年の健康と安全

青少年の健康

▼体格と体力

体格は、男女とも全国平均値と比較するとほぼ変わりませんが、体力・運動能力は、ほとんどの項目において、全国平均値を下回っています。

表 - 3 - 1 児童・生徒の男女別体格平均値（平成16年度神奈川県・全国）

区 分			男 子			女 子		
			身長（cm）	体重（kg）	座高（cm）	身長（cm）	体重（kg）	座高（cm）
小 学 校	6 歳	神奈川	116 90	21 67	64 76	116 04	20 88	64 43
		全 国	116 93	21 45	65 04	115 97	20 89	64 60
	7 歳	神奈川	122 45	23 93	67 40	121 67	23 40	67 11
		全 国	122 55	23 89	67 59	121 78	23 39	67 39
	8 歳	神奈川	128 39	27 39	70 26	127 45	26 45	69 86
		全 国	128 55	27 22	70 50	127 64	26 27	70 04
	9 歳	神奈川	133 68	30 89	72 62	133 80	30 16	72 81
		全 国	133 70	30 66	72 81	134 02	30 12	73 03
	10歳	神奈川	138 87	34 30	74 93	140 17	33 91	75 70
		全 国	138 90	34 08	74 97	141 03	34 69	76 38
中 学 校	11歳	神奈川	145 41	38 78	77 82	147 20	39 41	79 36
		全 国	145 57	38 65	77 99	147 40	39 58	79 60
	12歳	神奈川	153 23	44 45	81 20	152 19	43 53	81 76
		全 国	153 26	44 54	81 39	152 36	43 90	82 02
	13歳	神奈川	159 97	49 32	84 39	155 13	46 93	83 31
		全 国	160 46	49 55	84 79	155 10	47 01	83 48
高 等 学 校	14歳	神奈川	165 51	54 51	87 74	157 13	49 72	84 55
		全 国	165 68	54 76	87 79	156 95	50 12	84 50
	15歳	神奈川	169 19	60 99	89 80	157 98	51 82	85 00
		全 国	168 49	58 96	89 61	157 37	51 21	84 89
	16歳	神奈川	170 25	61 19	90 57	158 19	52 59	85 00
		全 国	170 09	60 80	90 64	157 42	52 26	84 99
	17歳	神奈川	171 23	62 36	91 19	158 17	52 54	85 03
		全 国	170 59	62 27	91 10	158 17	52 66	85 21
	18歳	神奈川	168 00	62 40	90 11	158 40	52 28	85 65
		全 国	169 91	63 62	91 41	157 52	51 61	85 56

神奈川・全国とも18歳は定時制高校生のみ

資料出所：平成15・16年度児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

平成16年度体力・運動能力調査報告書（文部科学省）

3 青少年の健康と安全

表 - 3 - 2 児童・生徒の男女別新体力テストの平均値（平成16年度神奈川県・全国）

年齢等		種目	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復横 とび(点)	持久走 (秒)	20mシャ トルラン (折返し数)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ソフト・ ハンドボール 投げ(m)
男	小学校	6歳 神奈川	9 20	10 42	24 85	24 53		13 51	11 87	112 02	8 66
		6歳 全 国	9 59	10 53	25 59	26 04		15 92	11 60	113 54	9 37
		7歳 神奈川	10 81	12 76	26 87	27 20		20 97	10 91	123 51	12 33
		7歳 全 国	11 23	12 92	27 18	30 00		24 18	10 76	125 83	12 89
		8歳 神奈川	12 88	14 10	29 09	30 16		27 64	10 27	134 94	16 17
		8歳 全 国	13 14	15 14	29 25	34 37		33 27	10 15	138 61	17 42
		9歳 神奈川	14 63	16 34	30 30	34 07		35 07	9 89	143 39	19 91
		9歳 全 国	15 04	17 05	31 00	38 01		42 06	9 69	146 24	21 65
		10歳 神奈川	16 91	18 12	32 87	37 33		42 35	9 50	153 42	23 86
		10歳 全 国	17 46	19 36	33 21	41 70		49 38	9 33	155 52	25 62
	中学校	11歳 神奈川	19 80	19 80	34 09	40 12		48 74	9 08	161 53	27 69
		11歳 全 国	20 31	21 00	35 06	44 86		59 30	8 89	167 24	30 19
		12歳 神奈川	24 28	21 64	38 61	43 04	442 30	56 81	8 70	177 89	18 12
		12歳 全 国	25 03	23 46	38 94	47 90	423 31	67 67	8 51	183 15	19 35
	高等学校	13歳 神奈川	30 21	26 12	42 02	48 07	399 66	76 74	8 14	193 90	21 11
		13歳 全 国	30 97	26 93	43 50	51 57	383 68	83 63	7 94	200 36	22 11
		14歳 神奈川	35 71	27 99	45 64	50 45	391 20	84 23	7 76	208 18	23 36
		14歳 全 国	36 46	28 97	46 70	54 04	373 28	90 68	7 55	213 23	24 55
		15歳 神奈川	39 47	27 43	45 11	50 11	398 73	79 45	7 74	212 13	24 44
		15歳 全 国	39 49	28 85	47 91	52 92	389 42	79 70	7 59	218 09	25 24
		16歳 神奈川	40 96	29 05	47 34	51 69	381 09	83 42	7 57	218 35	25 52
		16歳 全 国	42 29	30 60	49 98	54 41	381 97	87 05	7 41	225 72	26 41
		17歳 神奈川	42 83	29 45	48 23	52 41	383 80	86 78	7 52	222 79	26 45
		17歳 全 国	43 45	31 34	51 54	55 80	372 10	89 73	7 28	229 63	27 29
		18歳 神奈川	42 74	22 99	44 63	41 95	493 43	47 69	8 36	206 78	22 87
		18歳 全 国	44 06	25 68	46 39	47 07	417 02	60 79	7 75	215 96	25 75
女	小学校	6歳 神奈川	8 39	9 85	26 61	23 50		11 62	12 19	102 94	5 67
		6歳 全 国	8 77	10 38	27 24	25 63		13 54	11 90	104 47	5 85
		7歳 神奈川	10 03	12 31	29 12	26 17		17 02	11 17	113 34	7 72
		7歳 全 国	10 44	12 48	29 63	28 85		19 70	11 01	116 37	7 81
		8歳 神奈川	12 04	13 36	32 05	28 23		20 68	10 58	124 34	9 67
		8歳 全 国	12 26	14 17	31 63	32 33		26 45	10 44	128 14	9 85
		9歳 神奈川	13 80	15 10	33 46	32 40		26 81	10 11	133 81	12 11
		9歳 全 国	14 07	15 68	33 90	35 84		33 42	9 93	137 57	12 43
		10歳 神奈川	16 07	16 04	35 97	34 02		32 14	9 72	142 57	13 83
		10歳 全 国	16 96	17 53	36 56	39 42		39 23	9 54	146 26	15 04
	中学校	11歳 神奈川	19 01	16 87	37 47	36 16		35 66	9 40	150 11	15 63
		11歳 全 国	19 57	18 29	38 66	41 21		45 15	9 22	154 82	17 15
		12歳 神奈川	21 41	17 59	41 10	38 50	313 20	38 50	9 22	156 51	11 82
		12歳 全 国	22 07	19 47	41 38	43 32	296 99	51 49	9 01	164 34	12 86
	高等学校	13歳 神奈川	23 65	19 83	43 18	40 96	301 46	48 48	8 96	160 43	12 78
		13歳 全 国	24 27	21 79	43 76	45 21	283 57	57 71	8 75	170 72	14 13
	高等学校	14歳 神奈川	25 24	20 61	45 01	43 01	299 60	49 80	8 91	167 73	13 84
		14歳 全 国	25 73	22 23	45 69	45 48	293 65	57 11	8 75	171 60	14 93
		15歳 神奈川	25 05	22 04	44 82	41 69	318 73	46 09	9 22	161 07	13 76
		15歳 全 国	25 75	20 80	45 84	43 76	308 25	46 46	9 03	167 90	14 41
		16歳 神奈川	26 22	20 96	45 80	42 72	319 46	49 62	9 18	164 15	14 47
		16歳 全 国	26 47	21 70	46 40	43 88	311 33	48 64	9 13	167 65	14 61
	高等学校	17歳 神奈川	26 46	20 84	46 45	42 45	325 01	48 09	9 22	163 59	14 44
		17歳 全 国	27 32	21 83	47 64	44 61	311 81	49 75	9 14	170 44	15 01
	高等学校	18歳 神奈川	26 50	15 75	42 08	31 28	389 50	29 74	10 21	142 25	12 13
		18歳 全 国	26 67	17 01	43 25	37 62	361 26	31 47	9 77	151 86	12 67

神奈川・全国とも18歳は定時制高校生のみ

6～11歳はソフトボール投げ、12～18歳はハンドボール投げ

資料出所：平成15・16年度児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

平成16年度体力・運動能力調査報告書（文部科学省）

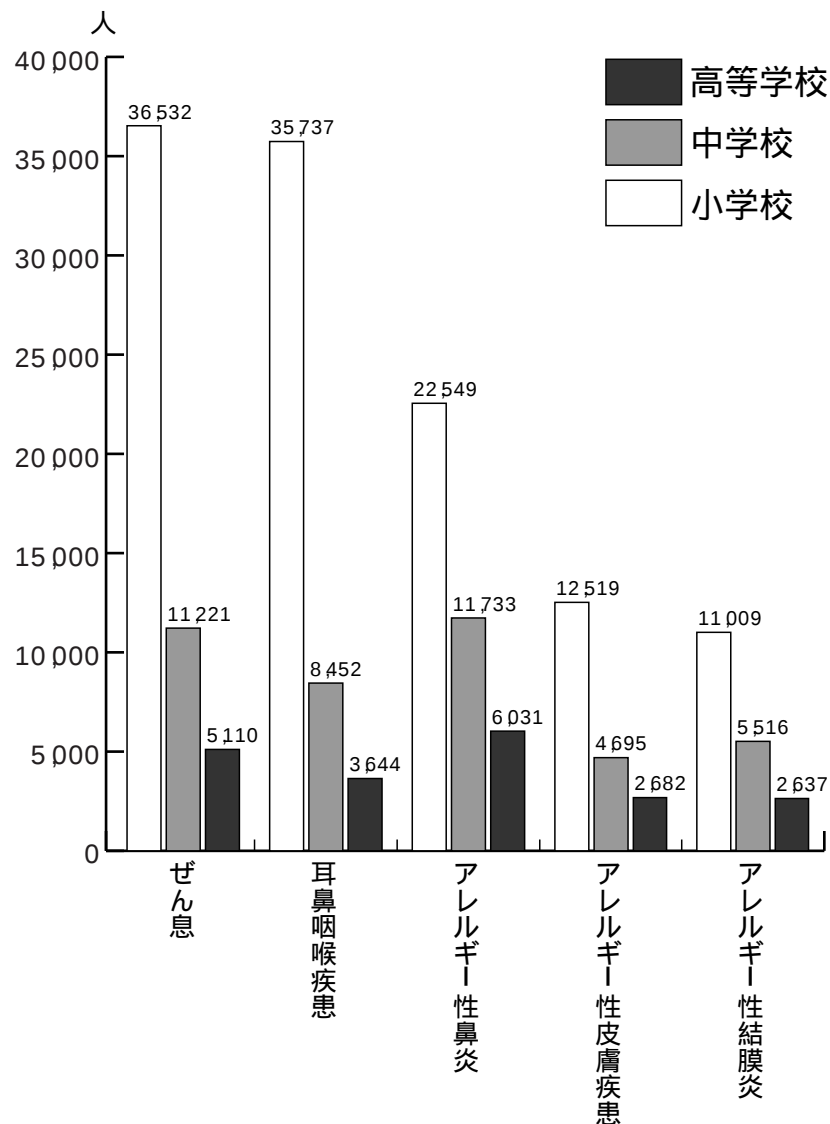
▼児童・生徒の疾病傾向

本県の児童・生徒（小学生46万1,444人、中学生19万1,934人、高校生12万9,922人）を対象に実施した「学校保健実態調査」の結果から児童・生徒の疾病傾向をみますと、調査した疾病11項目のうち、主な疾病5項目の被患者の状況は下図のとおりです。

児童・生徒の疾病のうち最も多いのが「ぜん息」で、被患者数は5万2,863人です。

次に多いのは「耳鼻咽喉疾患」（アレルギー性を除く）で4万7,833人です。続いて「アレルギー性鼻炎」、「アレルギー性皮膚疾患」、「アレルギー性結膜炎」の順になっています。

図 - 3 - 1 児童・生徒の疾病状況



資料出所：学校保健実態調査（保健体育課 平成16年度）

3 青少年の健康と安全

青少年の安全

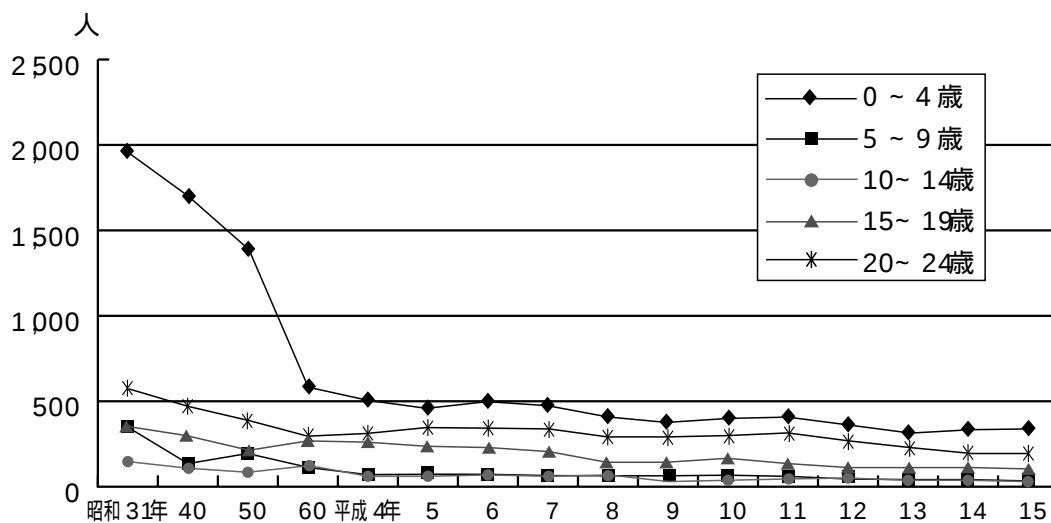
■ 青少年の死亡

▼ 死亡数

平成15年の県内在住青少年（0～24歳）の死亡数は、722人で、前年（721人）より1人増加しています。

これを年齢階級別にみると、最も多いのが、0歳～4歳の335人で全体の46.4%を占めています。次に多いのが、20～24歳の197人で全体の27.3%を占めています。0～4歳と20～24歳の死亡数は前年より減少していますが、それ以外の年齢階級では、前年より増加しています。

図 - 3 - 2 青少年の死亡数の年次推移



資料出所：衛生統計年報（地域保健福祉課 平成15年）

▼ 死亡原因

県内在住青少年の死亡原因は、0～4歳と5～24歳で傾向が異なります。

0～4歳での最も多い死亡原因は、「先天奇形・変形及び染色体異常」で死亡数は113人です。次に多いのは、「周産期に発生した病態」で死亡数は77人です。この2つを原因とする死亡数は、総死亡数の56.7%を占めています。

次に、5～24歳は、図 - 3 - 3のとおりで、総死亡数は387人です。

このうち最も多い死亡原因は「自殺」で、死亡数は126人です。年齢階級別では20～24歳の死因に占める割合がもっとも高く、45.2%（89人）となっています。

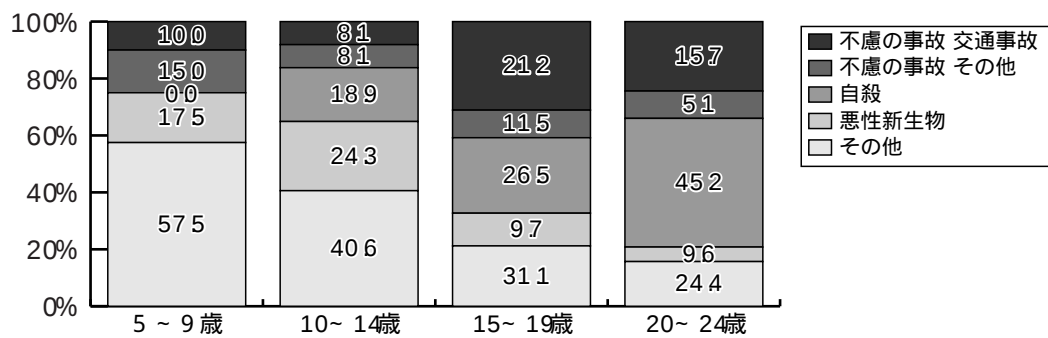
「不慮の事故」は15～19歳の死因に占める割合がもっとも高く、32.7%（37人）となっています。

「悪性新生物」は5～24歳で「自殺」「不慮の事故」に続き3番目に多い死亡原因となっており、総死亡数の11.9%（46人）を占めています。特に年齢階級は、10歳～14歳で、24.3%（9人）となっています。

この3つを原因とする死亡数は、総死亡数の68.8%を占めています。

（注）「周産期に発生した病態」とは、「生後1週間未満に発生した病態」のことです。
（例「母胎の妊娠合併症」等）

図 - 3 - 3 5～24歳の年齢階級別の主な死亡原因の実数及び割合



	実数（人）					割合（％）				
	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	計	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	計
総 数	40	37	113	197	387	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不 慮 の 事 故	10	6	37	41	94	25.0	16.2	32.7	20.8	24.3
不慮の事故 交通事故	4	3	24	31	62	10.0	8.1	21.2	15.7	16.0
不慮の事故 その他	6	3	13	10	32	15.0	8.1	11.5	5.1	8.3
自 殺	0	7	30	89	126	0.0	18.9	26.5	45.2	32.6
悪 性 新 生 物	7	9	11	19	46	17.5	24.3	9.7	9.6	11.9
そ の 他	23	15	35	48	121	57.5	40.6	31.1	24.4	31.2

資料出所：衛生統計年報（地域保健福祉課 平成15年）

▼少年の自殺

平成17年中に県内で警察が取り扱った少年の自殺は42人で、前年と比べ6人増加しました。

表 - 3 - 3 自殺少年の学校・職業別、原因・動機別状況（人）

区 分	平成16年	平成17年	異性問題	厭世	親に叱られ	病ノイロイゼ苦・	進路・進学	その他の	不明
総 数	36 (14)	42 (17)	2 (1)	1	3	17 (9)	8 (3)	7 (3)	4 (1)
小 学 生		1			1				
中 学 生	6	7 (1)			1	2 (1)	2	1	1
高 校 生	16 (11)	13 (5)			1	6 (3)	3 (1)	2 (1)	1
その他の学生	7 (1)	7 (5)				4 (3)	3 (2)		
有 職 少 年	3 (1)	7 (4)	2 (1)	1		1 (1)		1 (1)	2 (1)
無 職 少 年	4 (1)	7 (2)				4 (1)		3 (1)	

(注) () は女子を内数で示す。

資料出所：県警少年育成課

3 青少年の健康と安全

■ 青少年と交通事故

平成16年中の県内の交通事故は、発生件数6万3,113件、死者数273人、負傷者数7万6,268人ですが、このうち青少年（0歳～24歳）の死者数は51人（全死者数の18.7%）、負傷者数2万3,077人（全負傷者数の30.3%）となっています。

青少年の交通事故死で特徴的なことは、二輪車事故による死者は23人で比率が最も高く、青少年の全死者数の45.1%を占めており、次いで自動車乗車中の事故によるものが17人で33.3%となっています。

また、県内の二輪車事故による死者数は全死者数の30.0%を占め、高校生の二輪車乗車中の死者数は3人となっています。

▼ 子どもの事故

平成16年中の子ども（中学生以下）の交通事故発生件数は6,363件で、全事故の10.1%を占め、死者数は10人、負傷者数は6,917人でした、前年に比べて発生件数は14件、負傷者数は24人、死者数は3人増加しました。

事故の特徴、傾向は次のとおりです。

- ・ 時間別：幼児、小学生、中学生のいずれも午後4時～6時が最も多い
- ・ 原因：歩行中の死傷者原因別では、「飛び出し」が最も多い
- ・ 死傷者の年齢別：小学1年生の死傷者が最も多い
- ・ 自宅からの距離：500m以下（100m以下、50m以下を含む）の死傷者が62.9%

図 - 3 - 4 子どもの交通事故・年齢別死傷者数 (人)

学齢別		死傷別	死者数	重傷者数	軽傷者数	死傷数(計)
合 計			10	217	6,700	6,927
幼児・園児	1歳以下		3	4	385	392
	2歳児		—	1	336	337
	3歳児		—	9	363	372
	4歳児		1	10	359	370
	5歳児		—	16	396	412
	6歳児		—	7	217	224
小学生	1年生		2	29	820	851
	2年生		—	29	751	780
	3年生		—	18	609	627
	4年生		—	10	512	522
	5年生		—	18	444	462
	6年生		1	17	436	454
中学生	1年生		—	19	384	403
	2年生		2	15	374	391
	3年生		1	15	314	330

(注) () は死者数を内数で示す。

表 - 3 - 4 子どもの交通事故・自宅からの距離別死傷者数 (人)

自宅からの距離	50m以下	100m以下	500m以下	1000m以下	2000m以下	2001m以上	不 明	計
死 傷 者 数	569 (1)	881 (2)	1,630 (3)	828 (0)	297 (1)	343 (0)	348 (0)	4,896 (7)

(注) () は死者数を内数で示す。自転車乗用中、歩行中の事故のみ計上。
資料出所：交通年鑑（県警察本部交通部編 平成16年版）

▼ 高校生の事故

平成16年中の高校生の交通事故発生件数は3,225件で、全事故の5.1%を占め、死者数は5人、負傷者数は2,904人でした。前年に比べて発生件数は183件、負傷者数は218人減少、死者数も6人減少しています。

事故の特徴、傾向は次のとおりです。

- ・月別：発生件数は7月が最も多い
- ・曜日別：発生件数は金曜日が最も多い
- ・時間別：発生件数は、午前8～10時が最も多い（死者数は午前12時～4時）
- ・死者の状態：二輪車運転中が60%

表 - 3 - 5 高校生の交通事故・状態別死傷者数 (人)

区 分		死 者	負傷者数	死傷者計
自動車	運 転	—	32	32
	同 乗	—	226	226
二輪車	運 転	2	1,116	1,118
	同 乗	1	92	93
自動車乗車中		1	1,299	1,300
歩 行 中		1	138	139
そ の 他		—	1	1
計		5	2,904	2,909

表 - 3 - 6 高校生の二輪車による死傷者数の推移 (人)

年 状態別	12年	13年	14年	15年	16年
運 転	1,957 (3)	1,720 (9)	1,512 (12)	1,209 (9)	1,118 (2)
同 乗	184 (0)	155 (0)	100 (1)	88 (0)	93 (1)
計	2,141 (3)	1,875 (9)	1,612 (13)	1,297 (9)	1,211 (3)

(注) () は死者数を内数で示す。

資料出所：交通年鑑（県警察本部交通部編 平成16年版）

▼ 若年運転者の事故

平成16年中に25歳未満の若年運転者が第1当事者（おおむね加害者）となった事故は9,274件で全事故の14.7%を占め、この事故による死者数は53人、負傷者は1万1,845人でした。前年に比べて、発生件数は1,067件の減少、死者数は2人増加、負傷者数は1,491人の減少となっています。

事故の特徴、傾向は次のとおりです。

- ・月別：発生件数は7月が最も多い（死者数は4、6月）
- ・曜日別：発生件数は、金曜日が最も多い（死者数は水・土曜日）
- ・時間別：発生件数は、午後4～6時が最も多い（死者数は午前4時～6時）
- ・原因別：発生件数は「安全運転義務違反」が全体の83.3%

4 青少年と家庭

家庭の変化

▼家族形態の変化

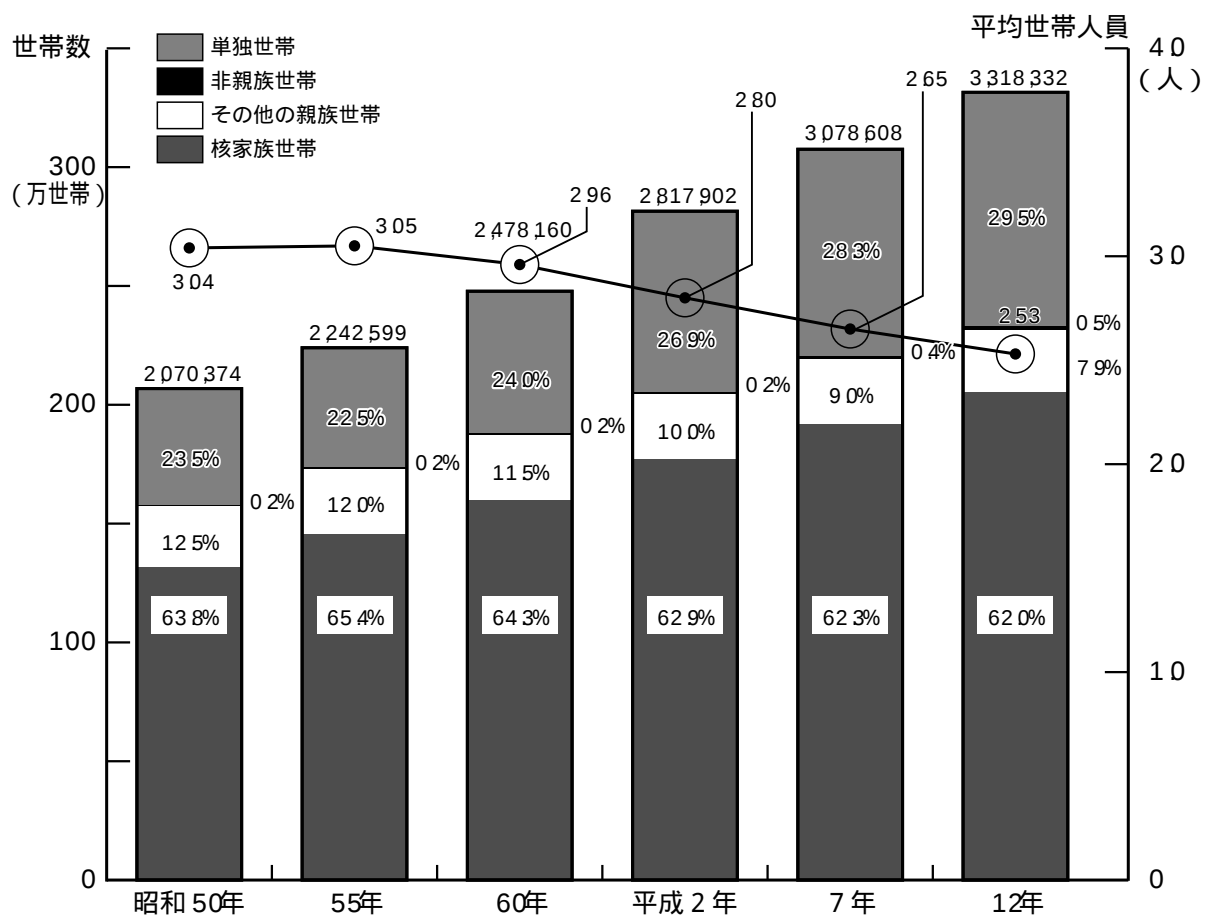
本県の世帯数のうち、施設等の世帯を除く一般世帯の数は、増加を続けており、平成12年には331万8,332世帯と7年調査に比べ7.8%増加しています。

この20年間の家族の変化を家族類型別世帯数でみると、核家族世帯がほぼ6割と大部分を占める状況は変わりませんが、その割合は昭和55年に65.4%に達した後わずかに低下を続けています。減少が著しいのは、その他の親族世帯のうち夫婦と子どもと親から成るいわゆる三世帯世帯で、平成12年には一般世帯に占める割合が4.2%であり、また平成7年より15%減少しています。その一方で単独世帯は平成7年より1.2%増加しました。

また、一世帯当たりの平均世帯人員をみても、昭和50年の3.04人から平成12年の2.53人と減少を続けており、家族の規模が縮小していることがわかります。

このような変化に伴い、従来、経験豊かな高齢者から伝えられていた養育上、生活上の知恵が次世代に伝えられにくくなっていると考えられます。

図 - 4 - 1 一般世帯の世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）



（注）その他の親族世帯とは、夫婦と両親から成る世帯、夫婦と片親から成る世帯等。

資料出所：国勢調査

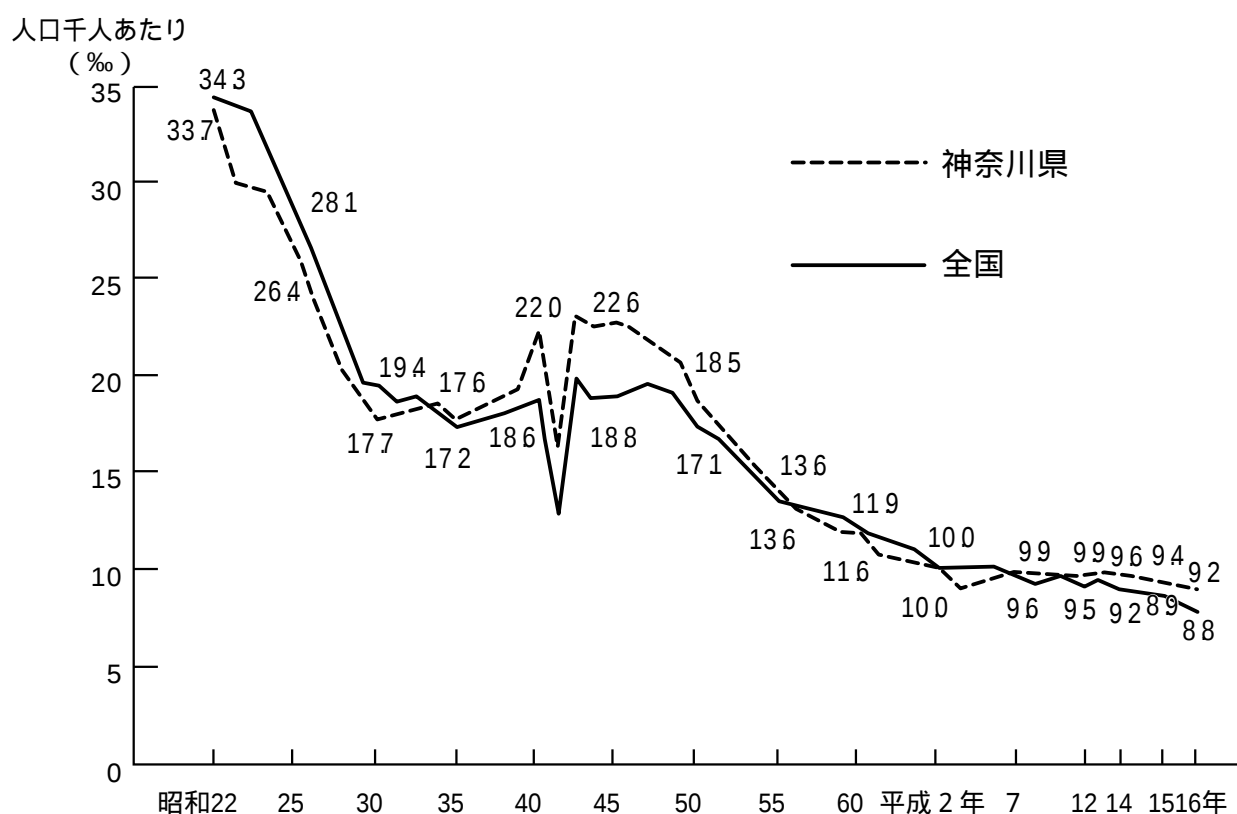
▼少子化の進行

厚生労働省の「人口動態統計」によると、神奈川県は平成16年の出生数は7万9,444人で平成15年より818人減少しています。出生率（人口千人当たりの出生数）は9.2‰（全国4位）で、前年を0.2ポイント下回りました。

また、全国の合計特殊出生率（1人の女性が15歳から49歳までの間に産む子どもの数）をみると、昭和22年には4.54だったものが、50年以降は2.0を割り低下を続けており、平成15年には1.29と過去最低を記録し、平成16年も同率となっています。本県の合計特殊出生率も減少傾向にあり、平成16年は1.20と過去最低で、全国的に見て最も低い東京（1.01）から数えて5番目となっています。

このような少子化の進行に伴い、少ない子どもに対してきめ細やかな教育を行うことが可能な反面、ともすれば、過保護、過干渉な養育態度に陥りやすくなることが懸念されるほか、兄弟げんかなどを通じた子ども同士のコミュニケーションの機会が失われてきていると考えられます。

図 - 4 - 2 出生率の年次推移（神奈川県・全国）



資料出所：人口動態統計（厚生労働省）

▼家事分担

内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるかという問いに、賛成（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）とする者の割合は減り続け、平成16年の調査では昭和54年に比べて27.4ポイント減少しています。なお、平成16年の調査では、初めて反対（48.9％）が賛成（45.2％）を上回りました。

また、20歳代について見ると、女性（34.8％）、男性（40.7％）がともに平均よりも賛成派の割合が小さく、従来の性別役割に関する意識が変わってきていることがうかがえます。

一方で、20歳代の男女（結婚している者と結婚していないがパートナーと暮らしている者）に、家事について主に誰が分担しているか聞いたところ、男女とも全ての項目において、「妻」という回答が圧倒的に多くなっています。

図 - 4 - 3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

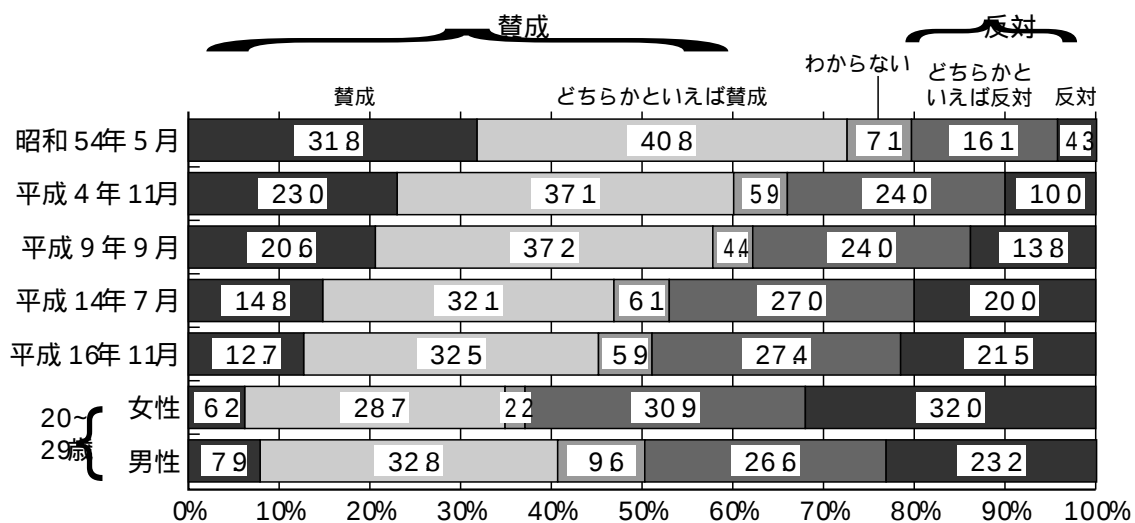
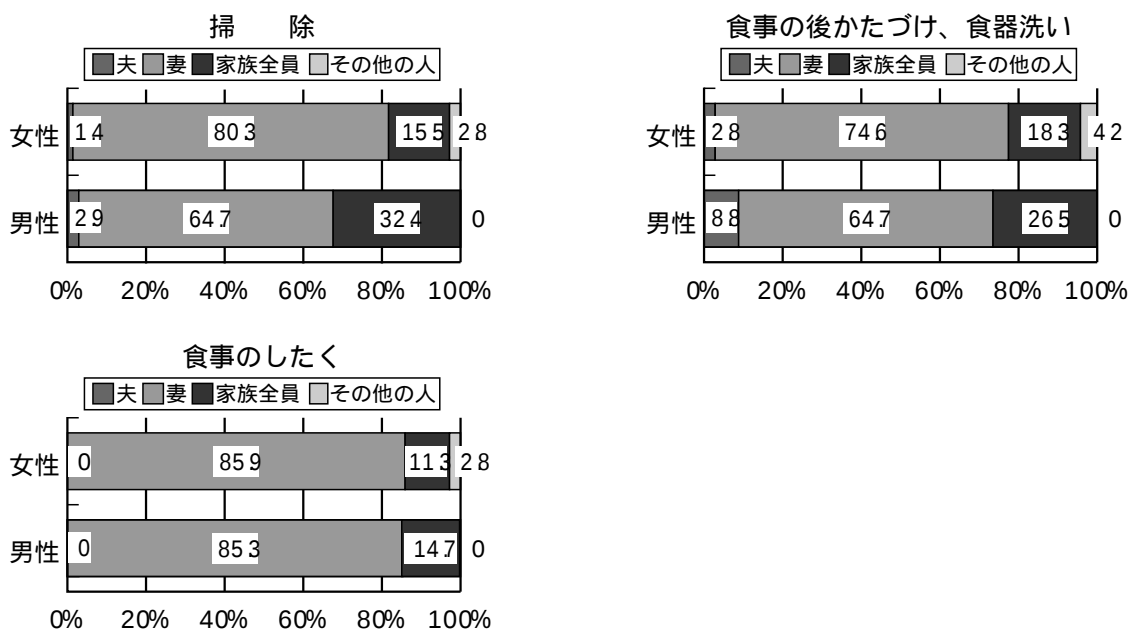


図 - 4 - 4 家庭における家事分担（20歳代）



資料出所：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府 平成16年11月）

家庭での生活

▼保護者との関係

保護者は子どもたちとどれくらい一緒に過ごしているのでしょうか。

相模原市教育委員会が行った「子どもの生活に関する調査」によると、小・中学生が家の人とよく一緒にすることは、「食事をする」が最も多く、次いで「話をする」や「テレビを見る」となっています。保護者が、平日に子どもと一緒に何かをしたり、相手をしたりする時間について、小学生の保護者は「2時間くらい」が最も多く、中・高校生の保護者は「1時間くらい」が最も多くなっています。

また、9割以上の保護者が、自分の子どもは「非常によく育っている」「まあまあよく育っている」と思っています。

図 - 4 - 5 家の人とよく一緒にすること（複数回答）

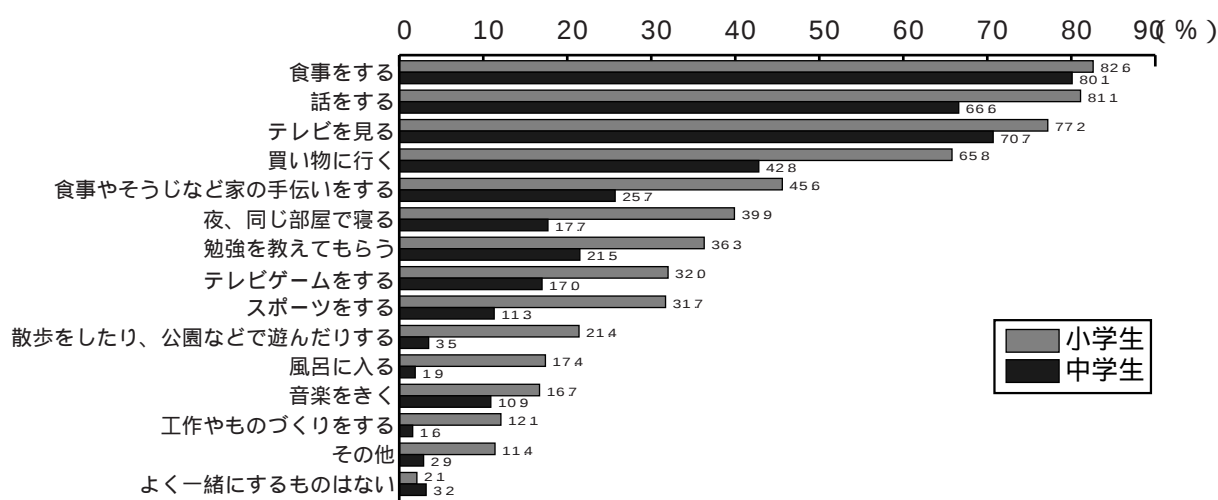


図 - 4 - 6 平日に子どもと一緒に何かをしたり、相手をしたりする時間

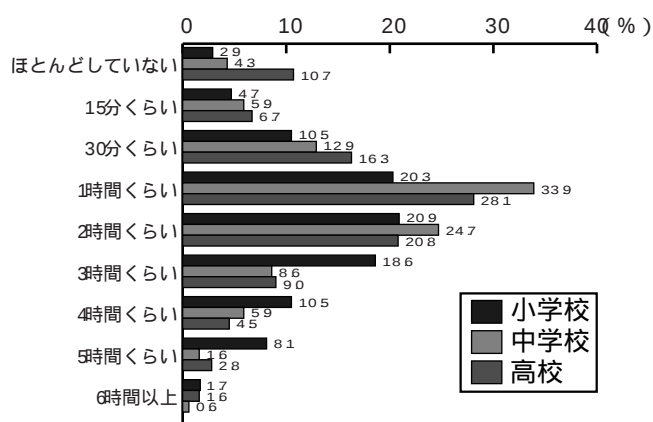
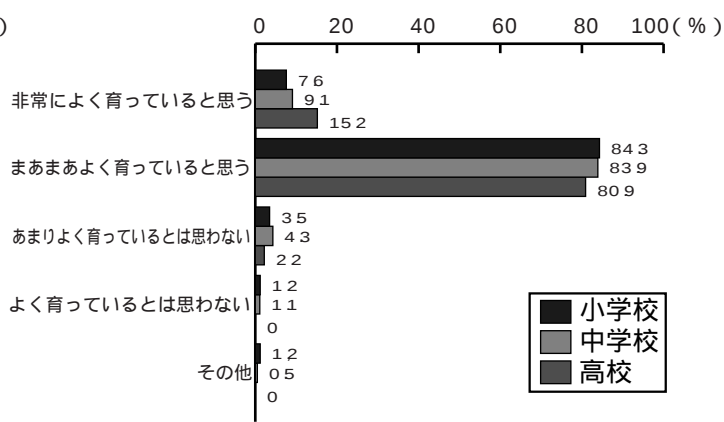


図 - 4 - 7 自分の子ども(たち)はよく育っていると思うか



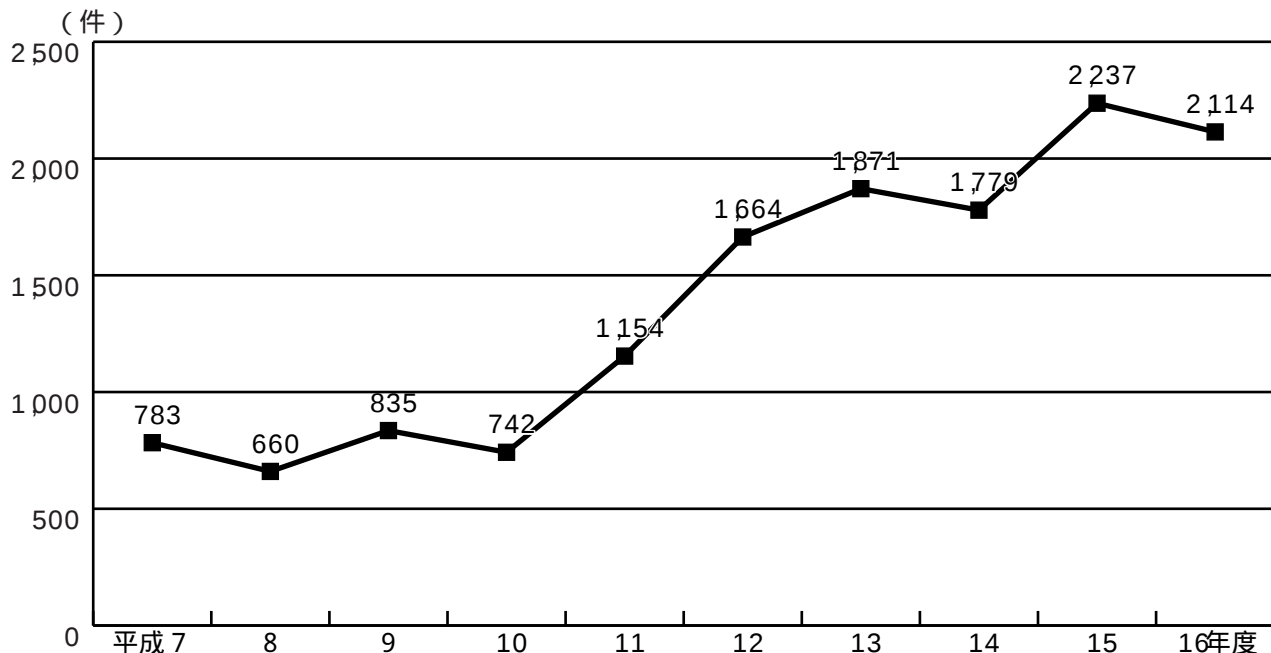
資料出所：子どもの生活に関する調査（相模原市教育委員会 平成15年2月）

4 青少年と家庭

▼家庭の教育

県立総合教育センターで行っている教育相談のうち、平成16年度の家庭及び生活に関する相談件数は2,114件で前年に比べ5.5%減少しました。相談内容を見ると、子育てやしつけ、発達に課題のある子どもの養育や教育などについての相談が多くなっています。

図 - 4 - 8 家庭・生活関係の相談件数



資料出所：県立総合教育センター

▼児童虐待

児童虐待は、保護者による身体的虐待、保護の怠慢、性的虐待、心理的虐待に分類され、幼い頃に受けた虐待は青少年期になっても心身に重大な影響を与えます。

児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、平成16年度は平成15年度の1.3倍で、過去最高となっています。

表 - 4 - 1 児童相談所における虐待相談受付件数

(件)

年 度	県 内 合 計	県 域 (横浜市・川崎市を除く)	横浜市	川崎市
16	2,797	1,512	837	448
15	2,058	1,121	557	380
14	1,746	862	550	334
13	1,909	865	609	435
12	1,394	519	511	364
11	950	384	396	170
10	603	222	250	131
9	492	150	225	117
8	435	112	199	124
7	387	75	186	126
6	275	61	116	98
5	292	60	109	123

資料出所：子ども家庭課

▼社会的ひきこもり

通学や就労といった社会参加や対人的な交流を行わず、自宅を中心とした生活を送る社会的ひきこもりと呼ばれる状態を呈する人々に関する社会的関心が高まっています。

全国の精神保健福祉センター・保健所に対してアンケート調査を行った『『社会的ひきこもり』に関する相談・援助状況実態調査報告』によると、保健所・精神保健福祉センターへのひきこもりに関する相談において、本人の性別は男性76.4%、女性22.9%、平均年齢は26.7歳となっています。

また、問題発生から現在の年齢までの経過年数を見ると、平均4.3年であり、半数は5年未満ですが10年以上の事例も24.0%あります。

この調査において「社会的ひきこもり」とは、自宅を中心とした生活、就学・就労といった社会参加活動ができない・していないもの、以上の状態が6ヶ月以上続いている、ただし統合失調症などの精神病圏の疾患または中等度以上の精神遅滞（IQ55-50）をもつ者は除く、就学・就労はしていなくても家族以外の他者（友人など）と親密な人間関係が維持されている者は除く、としています。

図 - 4 - 9 ひきこもり本人の性別

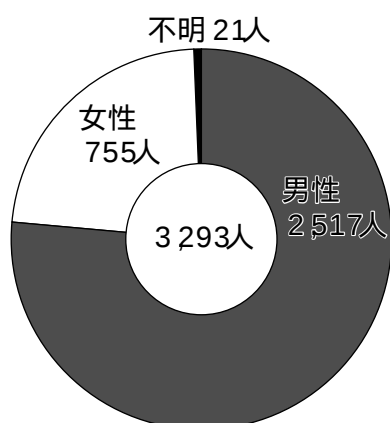


図 - 4 - 10 相談事例のひきこもり本人の年齢分布

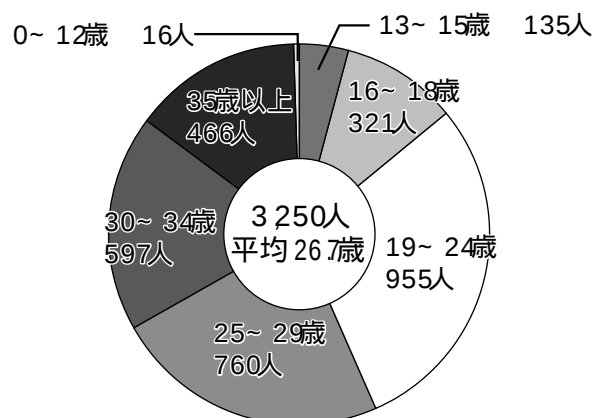
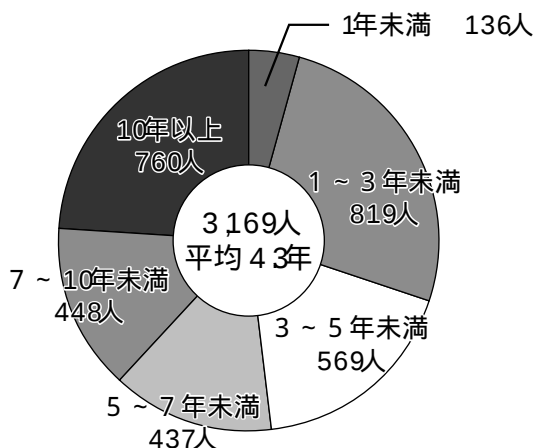


図 - 4 - 11 問題発生から現在年齢までの経過年数



資料出所：「社会的ひきこもり」に関する相談
援助状況実態調査報告（平成15年）
（主任研究者：伊藤順一郎国立精神・神経センター
精神保健研究社会復帰部長）

5 青少年と学校

学校数・学級数・児童生徒数

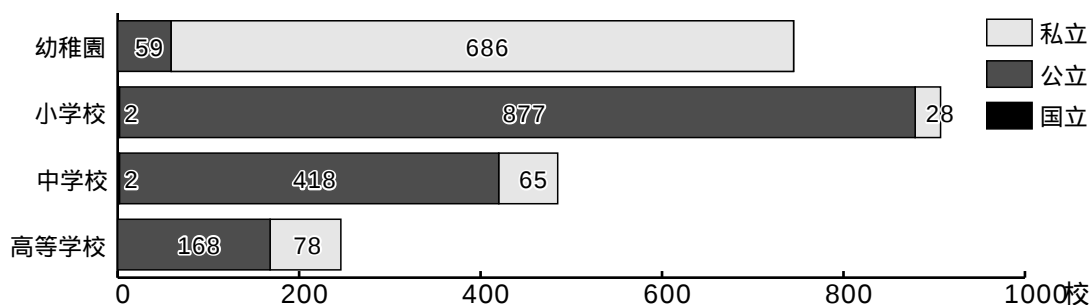
■ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校

▼ 学校数

県内の幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の数は、平成17年5月現在で、幼稚園745園（公立59、私立686）、小学校907校（国立2、公立877、私立28）、中学校485校（国立2、公立418、私立65）、高等学校246校（公立168、私立78）です。

前年に比べると、幼稚園は同数、小学校は同数、中学校は4校の増加、高等学校は2校の減少です。（校数には分校及び休校中の学校を含む）

図 - 5 - 1 学校数



資料出所：学校基本調査（統計課 平成17年5月1日現在）

▼ 学級数

小・中学校の児童・生徒数別の学級数は、下表のとおりで、小学校では31～35人学級が、中学校では36～40人学級が最も多くなっています。

表 - 5 - 1 児童・生徒数別学級数

（学級）

校種 人数	小 学 校			中 学 校		
	国 立	公 立	私 立	国 立	公 立	私 立
50人以上	—	—	—	—	—	24
46～49人	—	—	2	—	—	109
41～45人	9	6	55	21	1	262
36～40人	27	3 676	134	—	2 811	125
31～35人	—	6 178	38	—	2 231	59
26～30人	—	3 476	39	—	284	47
21～25人	—	778	10	—	41	38
20人以下	—	1 894	30	—	756	46
計	36	16 008	308	21	6 124	710
	16 352			6 855		

資料出所：学校基本調査（統計課 平成17年5月1日現在）

▼児童・生徒数

平成17年5月現在、県内の幼児・児童・生徒数は、幼稚園児14万8,729人、小学生47万9,371人、中学生22万569人、高校生19万8,387人です。

小学校児童数は5年連続増加しました。また、中学生は19年ぶりに増加、高校生は16年連続で生徒数が減少しています。

なお、学年別在学者数は次表のとおりです。

表 - 5 - 2 学年別在学者数

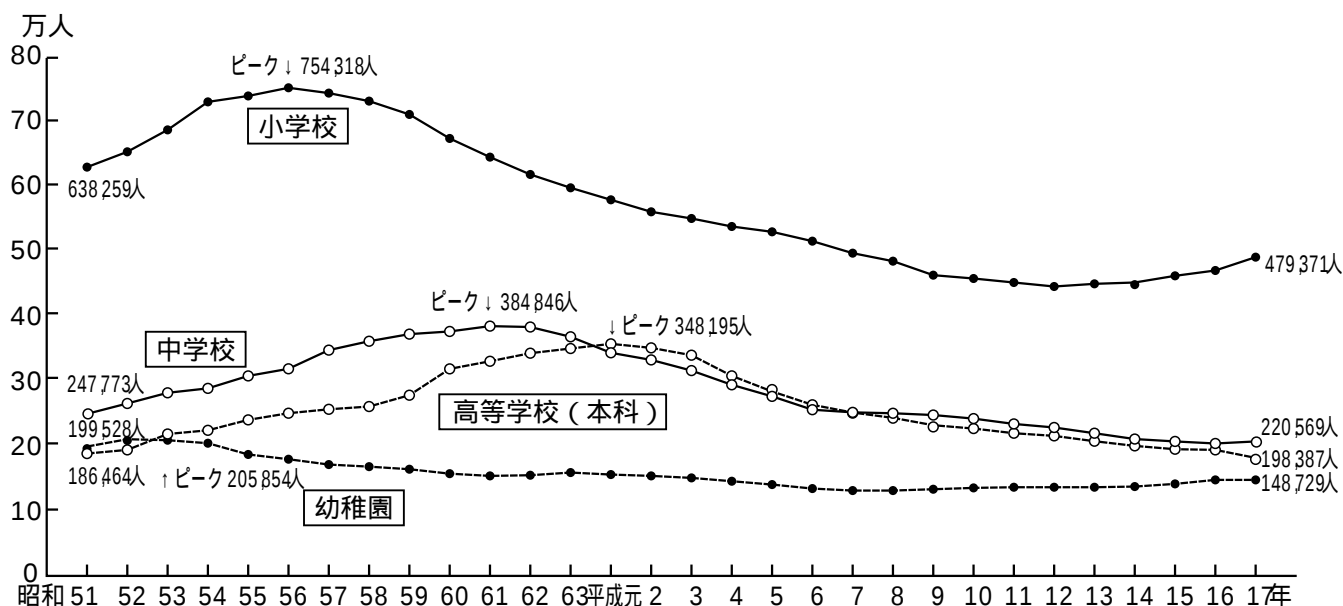
(人)

高等学校（本科） 198,387 （うち定時制 7,213）	4 学 年	1,008 (1,008)
	3	65,400 (1,397)
	2	66,676 (1,940)
	1	65,303 (2,868)
中学校 220,569	3 学 年	72,758
	2	74,249
	1	73,562
小学校 479,371	6 学 年	77,373
	5	80,972
	4	78,394
	3	80,048
	2	80,627
	1	81,957
幼稚園 148,729	5 歳	59,364
	4	58,799
	3	30,566

（注）高等学校は、専攻科、別科の生徒を除く。

資料出所：学校基本調査（統計課 平成17年5月1日現在）

図 - 5 - 2 幼児・児童・生徒数の推移



（注）高等学校は、専攻科、別科の生徒を除く。

資料出所：学校基本調査（統計課 平成17年5月1日現在）

■ 障害児教育

障害があり、特別な配慮を必要とする子どもたちの教育のために、盲・ろう・養護学校や小・中学校の特殊学級が配置されています。

▼ 盲・ろう・養護学校

県内には43（国立2、公立39、私立2）の盲・ろう・養護学校が設置され、5,745人の幼児・児童・生徒が学んでいます。

表 - 5 - 3 盲・ろう・養護学校数及び在学者数

学校種別	学校数	在 学 者 数	幼稚部	小学部	中等部	高等部	計
盲 学 校	3 校		28人	54人	19人	126人	227人
ろう学校	4		65	97	52	90	304
養護学校	36	知的 障 害	14	951	741	2 158	3 864
		肢体不自由	—	456	262	269	987
		病 弱	—	84	49	—	133
		訪 問	—	112	85	33	230
		小 計	14	1 603	1 137	2 460	5 214
計	43		107	1,754	1 208	2 676	5,745

資料出所：神奈川の盲・ろう・養護学校等の実態調査（子ども教育支援課 平成17年5月1日現在）

▼ 特殊学級

公立の小・中学校には、特殊学級が設けられています。障害種別学級、児童生徒数は次のとおりです。

表 - 5 - 4 特殊学級数及び在学者数

障 害 種 別	小 学 校		中 学 校		計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
知的 障 害	733学級	2 087人	341学級	1 079人	1 074学級	3 166人
肢体不自由	89	137	38	46	127	183
病・虚弱	53	68	20	27	73	95
弱 視	20	22	6	6	26	28
難 聴	27	27	6	7	33	34
言語障害	—	—	—	—	—	—
情緒障害	745	2 485	308	858	1 053	3 343
計	1 667	4 826	719	2 023	2 386	6 849

資料出所：神奈川の盲・ろう・養護学校等の実態調査（子ども教育支援課 平成17年5月1日現在）

■大学・短期大学

平成17年5月1日現在、県内には大学26校、短大24校があります。

また、県内に在籍する学生数は、大学では20万4,911人（男子13万1,809人、女子7万3,102人）、短大では1万531人（男子810人、女子9,721人）の学生が学んでいます。

表 - 5 - 5 県内にある大学・短期大学数及び学生数

学 校 種 別		学校数	学生数		
			男	女	計
大 学	国 立	2 校	10 613人	3 298人	13 911人
	公 立	2	2 527	2 497	5 024
	私 立	22	118 669	67 307	185 976
	小 計	26	131 809	73 102	204 911
短 大	公 立	3	40	701	741
	私 立	21	770	9 020	9 790
	小 計	24	810	9 721	10 531
計		50	132 619	82 823	215 442

（注）1 「学校数」については、大学本部（事務局）の所在地による。

2 「学生数」については学部のほか、大学院、専攻科及び別科の学生数並びに聴講生等を含む。

資料出所：学校基本調査速報（文部科学省 平成17年5月1日現在）

■専修学校・各種学校

専修学校の制度は昭和51年から発足しましたが、個人の適性や能力を生かした職業教育機関として定着しています。専修学校は、中学卒業者を対象とする高等課程、高等学校卒業者を対象とする専門課程と、入学資格を問わない一般課程に分かれています。特に、高等課程、専門課程は、中学卒業後あるいは高等学校卒業後の進路の一つとして注目され、社会の変化に対応した多様で柔軟な教育を実践し、社会の即戦力となる人材の育成を行っており、学科によってはさまざまな資格を取得することもできます。

各種学校の制度は昭和22年に発足し、職業または實際生活に必要な知識・技術の習得のための多種多様な教育を行っています。

また、専修学校の一般課程や各種学校は、入学資格を特に問わないことから、生涯学習の教育機関としても期待されています。

表 - 5 - 6 専修学校の学校数・生徒数

学校数			生 徒 数											
公 立	私 立	計	分 野 別									男女別		計
			工業 関係	農業 関係	医療 関係	衛生 関係	福祉・教育・社会 関係	商業実務 関係	服飾・家政 関係	文化・教養 関係	男	女		
6 校	114 校	120 校	2 651 人	50 人	9 300 人	2 272 人	2 906 人	3 633 人	985 人	6 670 人	13 302 人	15 165 人	28 467 人	

表 - 5 - 7 各種学校の学校数・生徒数

学 校 数			生 徒 数					
公 立	私 立	計	課 程 別			男 女 別		計
			医療 関係	家政 関係	そ の 他	男	女	
0 校	23 校	23 校	166 人	65 人	3 139 人	1 647 人	1 723 人	3 370 人

資料出所：学校基本調査（統計課 平成17年5月1日現在）

■ 中学校・高等学校卒業後の進路状況

▼ 高等学校等への進学率

平成17年3月に中学校を卒業した生徒は7万2,834人で、そのうち高等学校等進学者は7万928人でした。

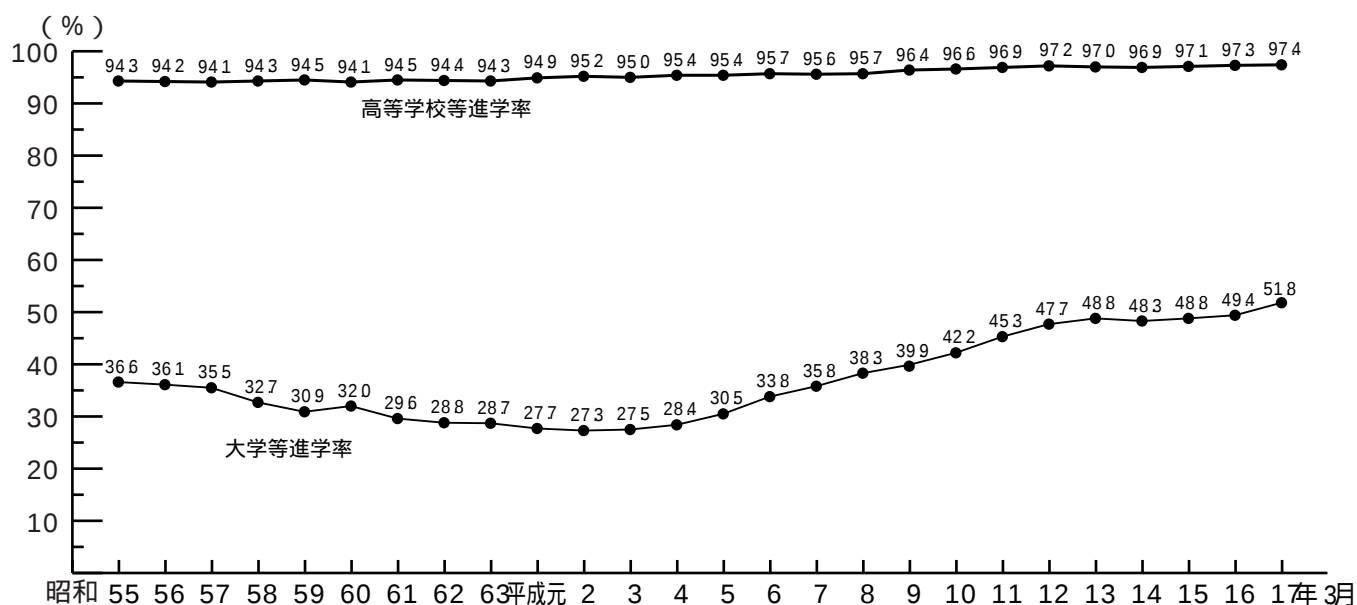
高等学校等進学率は、昭和45年に90%を超え、55年以降は94%台、平成2年以降は95%台で推移していましたが、平成9年に96%を超え、平成17年は前年より0.1ポイント高い97.4%となっています。男女別では、男子97.2%（前年度比0.1ポイント増）、女子97.6%（前年度比0.1ポイント増）と、女子の方が高くなっています。

▼ 大学等への進学率

高等学校を卒業した生徒の大学等への進学率は、昭和50年の40.9%をピークに減少傾向にありましたが、平成3年以降再び増加傾向を示しており、平成17年3月の高等学校の卒業生（6万4,467人）の大学等進学率は51.8%となっています。

これを男女別にみると、男子51.2%（前年度比3.1ポイント増）、女子52.4%（前年度比1.7ポイント増）と、昭和49年に女子の進学率が男子を上回って以来、毎年女子の方が高い状況が続いています。

図 - 5 - 3 進学率の推移



(注) 1 高等学校等進学率は、国・公・私立中学校卒業者のもの。
 2 大学等進学率は、公・私立の高等学校本科の卒業者のもの。
 資料出所：学校基本調査（統計課 各年5月1日現在）

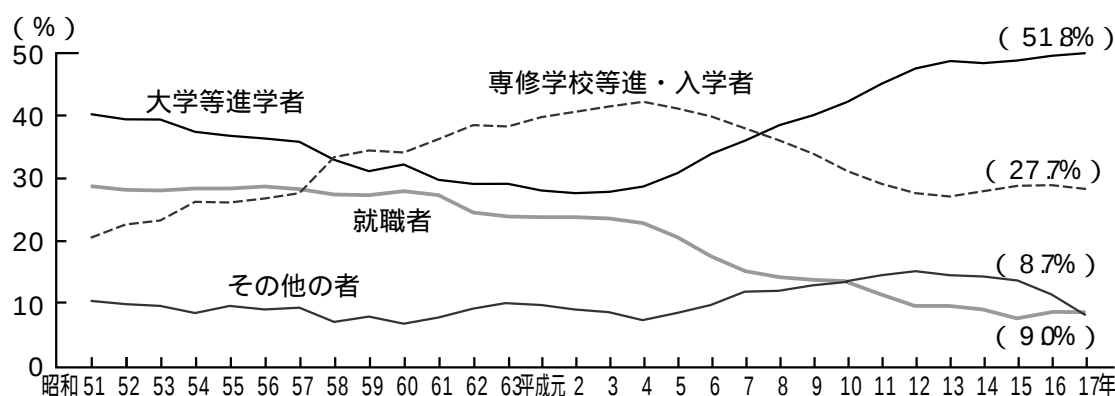
▼高等学校卒業者の進路

平成17年3月の高等学校卒業者6万4,467人の進路別状況は、大学進学者3万3,380人（51.8%）、専修学校等進・入学者1万7,855人（27.7%）、就職者5,776人（9.0%）、その他の者5,596人（8.7%）となっています。

就職率は9.0%（男子は9.9%で前年度比0.3ポイント減、女子は8.1%で0.5ポイント増）で、前年同様となっています。

また、いわゆるフリーターを含むと考えられる、その他の者の割合は、前年度より1.7ポイント低くなっています。

図 - 5 - 4 高等学校卒業者の進路状況の推移



(注) 1 進・入学者には、就職しかつ進・就学した者を含む。
 2 就職率は、就職者と就職しかつ進・入学したものの数により算出。
 3 その他の者は「死亡・不詳の者」を含み、死亡・不詳の者以外は平成10年3月卒業者まで「無業者」として調査していた。

資料出所：学校基本調査（統計課 各年5月1日現在）

5 青少年と学校

学校生活

■部活動

▼中学校

県内の中学生の8割以上が部活動を行っていますが、その多くが運動部に参加しています。

平成17年5月に神奈川県中学校体育連盟が調査した運動部への入部状況は、公立中学校では64.4%でした。種目は、陸上競技、球技、武道など多岐にわたっています。男女別入部率は、男子75.5%、女子52.3%で、男子の方が上回っています。

表 - 5 - 8 入部者の多い運動部

順位	男 子		女 子		全 体	
1	軟 式 野 球	13 869人	ソ フ ト ス テ ニ ス	8 859人	バスケット ボ ー ル	17 961人
2	サ ッ カ ー	13 451	バスケット ボ ー ル	8 556	ソ フ ト ス テ ニ ス	17 639
3	バスケット ボ ー ル	9 405	バ レ ー ル ボ ー ル	8 293	軟 式 野 球	13 950
4	卓 球	9 004	バ ド ミ ン ト	7 543	サ ッ カ ー	13 599
5	ソ フ ト ス テ ニ ス	8 780	陸 上 競 技	4 385	卓 球	10 930

資料出所：神奈川県中学校体育連盟（平成17年度）

▼高等学校

部活動には全日制で62.5%、定時制で41.7%、通信制で26.9%の生徒が入部しています。

全日制県立高等学校では、現在3,687（文化1,595、運動2,092）の部で活発な活動が展開されています。

最近では生徒の興味・関心の多様化に対応したさまざまな部活動がありますが、文化関係では文楽、人形浄瑠璃等の古典文化からロボット、パソコンといった現代的なものまで幅広い活動がみられます。運動関係では、従来行われてきたスポーツ種目のほか、ゴルフ、チアリーディング、ラクロスなどの新しい分野のスポーツや自然を生かしたスポーツ活動もみられます。

また、活動内容も、校内活動や対外試合などの従来活動に加えて、福祉活動や文化・スポーツに限定しない地域との交流、近隣の高等学校間や小・中学校間との交流活動が活発になってきています。

表 - 5 - 9 県立高等学校の部活動

項目 課程	入部率（％）		1校あたりの部数（部）	
	（文化部）	（運動部）	（文化部）	（運動部）
全 日 制	62.5		24.3	
	19.9	42.7	10.5	13.8
定 時 制	41.7		10.5	
	11.4	30.3	3.8	6.7
通 信 制	26.9		27.0	
	13.7	13.2	14.3	12.7

資料出所：保健体育課（平成17年度）

▼私立学校

私立学校でも中学・高校ともに部活動が盛んです。文化系では、私学の特色を生かした禅学やカトリック研究などの宗教研究の部や聖歌隊、あるいは、語学、パソコン、インターアクト（国際活動）など多彩です。また、マーチングバンド、ギター・マンドリン、将棋など全国的に有名な学校もあります。運動系では、野球、水泳、テニス、柔道、新体操、ボーリング、フェンシングなど全国的に優秀な成績を修めた学校もあります。ほかに特色のあるものとしては、幼児生活研究、和太鼓、フランス語、馬術、ヨットなどがあります。

■長期欠席

平成16年度間の本県における長期欠席者数（年度間に30日以上学校を欠席した児童・生徒の数）は、小学校4,539人、中学校8,734人で、前年度間に比べ小学校で16人（0.4%）、中学校で230人（2.7%）増加しました。

長期欠席の理由は、小学校では「不登校」1,904人（41.9%）が最も多く、中学校でも「不登校」7,290人（83.5%）が最も多くなっています。

また公立高等学校の長期欠席者（年間50日以上欠席した生徒数）は、全日制で1,942人、定時制で1,429人で、前年度間に比べ全日制で60人減少し、定時制で113人増加しました。長期欠席率（年度当初在籍生徒数に対する割合）は全日制で1.57%、定時制で21.58%で、前年度間に比べ、全日制で0.01ポイント減少、定時制で0.28ポイント上昇しています。

長期欠席の理由は、全日制、定時制ともに「学校生活・学業不適応」が最も多く、全日制では「病気・けが」が、定時制では「仕事の多忙」がこれに次いでいます。

表 - 5 - 10 理由別長期欠席者数（小学校）

（人）

区 分	計	病気・けが	経済的理由	不登校	その他
平成12年度間	5 831	3 367	16	1 727	721
13	5 762	3 266	18	1 787	691
14	5 460	2 613	20	2 188	639
15	4 523	1 943	6	1 979	595
16	4 539	1 869	7	1 904	759

資料出所：学校基本調査（統計課 各年5月1日現在）

表 - 5 - 11 理由別長期欠席者数（中学校）

（人）

区 分	計	病気・けが	経済的理由	不登校	その他
平成12年度間	8 786	1 372	20	6 962	432
13	9 167	1 206	21	7 444	496
14	8 656	1 049	13	7 272	322
15	8 504	930	17	7 194	363
16	8 734	977	12	7 290	455

資料出所：学校基本調査（統計課 各年5月1日現在）

表 - 5 - 12 理由別長期欠席者数（公立高等学校 全日制）

（人）

区 分	計	学校生活・学業 不適應（怠学・ 学校不適應）	病気 ・ けが	休学扱 いの 留学	経済的 理由	家庭の 事情	その他
平成12年度間	2 927	2 245	339	28	42	185	88
13	2 750	2 107	307	25	28	163	120
14	2 032	1 469	287	27	21	100	128
15	2 002	1 490	266	21	30	120	75
16	1 942	1 441	234	10	24	110	123

資料出所：公立高等学校生徒の異動状況調査（教育局教育政策課）

表 - 5 - 13 理由別長期欠席者数（公立高等学校 定時制）

（人）

区 分	計	学校生活・学業 不適應（怠学・ 学校不適應）	病気 ・ けが	休学扱 いの 留学	経済的 理由	家庭の 事情	仕事の 多忙	勤務先 の事情	その他
平成12年度間	1 428	707	108	2	36	135	283	70	87
13	1 375	746	70	1	46	121	265	59	67
14	1 221	691	59	0	43	155	172	31	70
15	1 316	763	74	1	54	72	215	35	102
16	1 429	969	59	0	45	88	178	42	48

資料出所：公立高等学校生徒の異動状況調査（教育局教育政策課）

▼不登校

平成16年度における県内公立小・中学校の不登校児童・生徒数は8,969人で、昨年度に比べ7人減少しました。

不登校になったきっかけについては、小学校では「本人に関わる問題」が最も多く、次に「親子関係をめぐる問題」「友人関係をめぐる問題」と続きます。中学校においても「本人に関わる問題」が最も多く、次に「友人関係をめぐる問題」「学業の不振」と続きます。

また、不登校が継続している理由については、小学校・中学校ともに「不安定など情緒的混乱」が最も高い割合を占めています。

表 - 5 - 14 公立学校における不登校となった直接のきっかけと不登校状態が継続している理由（小学校）
（人）

			不登校状態が継続している理由他							合計	構成比	
			学校生活上の影響	遊び・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複 合	その他			
不登校となった直接のきっかけ	学校生活に起因	友人関係をめぐる問題	68	0	14	90	9	68	6	255	13.5%	
		教師との関係をめぐる問題	17	0	4	13	4	13	3	54	2.8%	
		学業の不振	1	1	30	14	3	16	4	69	3.6%	
		クラブ活動、部活動等への不適	1	0	1	1	0	0	0	3	0.2%	
		学校のきまり等をめぐる問題	1	0	1	0	2	2	0	6	0.3%	
		入学、転編入学、進級時の不適応	0	0	11	32	0	7	1	51	2.7%	
		小計	88	1	61	150	18	106	14	438	23.1%	
	家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	7	1	28	44	5	29	14	128	6.8%	
		親子関係をめぐる問題	4	0	67	90	9	55	34	259	13.7%	
		家庭内の不和	2	1	16	32	1	18	16	86	4.5%	
		小計	13	2	111	166	15	102	64	473	25.0%	
	本人起因問題	病気による欠席	1	0	27	59	3	20	26	136	7.2%	
		その他本人に関わる問題	16	7	110	220	32	98	37	520	27.4%	
		小計	17	7	137	279	35	118	63	656	34.6%	
	その他		3	1	36	27	5	24	69	165	8.7%	
	不明		3	1	25	59	6	39	30	163	8.6%	
	合 計			124	12	370	681	79	389	240	1,895	100.0%
	構成比			6.5%	0.6%	19.5%	35.8%	4.2%	20.5%	12.7%	100.0%	

資料出所：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省 平成17年8月）

5 青少年と学校

表 - 5 - 15 公立学校における不登校となった直接のきっかけと不登校状態が継続している理由（中学校）

（人）

			不登校状態が継続している理由他							合計	構成比
			学校生活上の影響	遊び・非行	無気力	不安など情緒的混乱	意図的な拒否	複 合	その他		
不登校となった直接のきっかけ	学校生活に起因	友人関係をめぐる問題	430	76	185	562	61	429	52	1,795	25.4%
		教師との関係をめぐる問題	16	8	1	12	10	15	2	64	0.9%
		学業の不振	30	81	182	90	13	88	13	497	7.0%
		クラブ活動、部活動等への不適	10	0	13	26	4	17	3	73	1.0%
		学校のきまり等をめぐる問題	6	53	12	3	15	21	2	112	1.6%
		入学、転編入学、進級時の不適応	19	2	22	86	18	41	5	193	2.7%
		小計	511	220	415	779	121	611	77	2,734	38.6%
	家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	6	30	69	89	12	68	32	306	4.3%
		親子関係をめぐる問題	12	81	94	135	21	89	32	464	6.6%
		家庭内の不和	3	37	45	54	10	52	19	220	3.1%
		小計	21	148	208	278	43	209	83	990	14.0%
	本人起因問題	病気による欠席	18	1	58	161	9	71	85	403	5.7%
		その他本人に関わる問題	53	240	643	524	120	442	168	2,190	31.0%
		小計	71	241	701	685	129	513	253	2,593	36.7%
	その他		9	31	45	48	32	75	58	298	4.2%
	不明		5	13	90	151	26	92	82	459	6.5%
	合 計		617	653	1,459	1,941	351	1,500	553	7,074	100.0%
	構成比		8.7%	9.2%	20.6%	27.5%	5.0%	21.2%	7.8%	100.0%	

資料出所：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省 平成17年8月）

なお、文部科学省では、公立高等学校につきましても小・中学校と同じく年度間に30日以上学校を欠席した生徒についても調査しました。この調査によると、平成16年度間における公立高等学校で年間30日以上欠席した生徒数は、全日制で4,049人、定時制で2,233人でした。その中で、「不登校状態」の生徒は、全日制で2,365人、定時制で1,494人であり、きっかけとしては「本人に関わる問題」が最も多く、「学業の不振」が続いています。また、継続している理由は「無気力」が最も多く、「複合」がそれに続いています。

■ 高等学校中途退学者（全日制）

平成16年度における県内の高等学校中途退学者は、2,859人で、前年度より322人減少し、退学率（年度当初在籍生徒数に対する割合）は、1.46%と0.13ポイント低下しました。

退学理由別にみると、「学校生活・学業不適応」（41.7%）が最も多く、次いで「進路変更」（32.9%）となっています。

表 - 5 - 16 高等学校退学者の推移（全日制）（人）

	4月1日現在の 在籍生徒数	退学者数	退学率 (/ × 100)
平成12年度	221,357人	4,643人	2.10%
13年度	214,115人	4,159人	1.94%
14年度	204,878人	3,364人	1.64%
15年度	199,517人	3,181人	1.59%
16年度	195,939人	2,859人	1.46%

資料出所：公立高等学校生徒の異動状況調査（教育局教育政策課）
私立学校現況調査（学事振興課）

表 - 5 - 17 高等学校退学者の主な退学理由（全日制）（人）

	平成16年度		平成15年度		比較	
	退学者数	構成比	退学者数	構成比	増減	増減比
学校生活・学業不適応	1,190	41.7%	1,352	42.5%	162	12.0%
進路変更	941	32.9%	987	31.0%	46	4.7%
学業不振	244	8.5%	226	7.1%	18	8.0%
問題行動等	68	2.4%	130	4.1%	62	47.7%
病気・けが・死亡	107	3.7%	139	4.4%	32	23.0%
その他	309	10.8%	347	10.9%	38	11.0%
計	2,859	100.0%	3,181	100.0%	322	10.1%

資料出所：公立高等学校生徒の異動状況調査（教育局教育政策課）
私立学校現況調査（学事振興課）

■ 「いじめ」問題

▼ 「いじめ」の発生状況

成長過程における子どもたちにとって「いじめ」は、将来にわたり深く心が傷つくなど心身の健全な発達に大きな影響を及ぼすものとして、基本的人権に関わる重要な問題です。

県内の公立学校における発生状況をみると、平成6年度をピークに全体的には減少傾向にありましたが、平成15年度に増加に転じました。しかし、平成16年度は前年度に比べて、78校、295件、減少しています。

いじめの態様は「冷やかし・からかい」が最も多く、次いで多いのは、小・中学校では「言葉での脅し」、高等学校では「暴力を振るう」となっています。

表 - 5 - 18 いじめの発生状況（公立学校）

区 分		学校数 (a)	発生学校数 (b)	発生率 (b/a× 100)	発生件数 (c)	1校あたりの件数 (c/a)
15 年度	小学校	878校	189校	21.5%	444件	0.5件
	中学校	417校	314校	75.3%	1,493件	3.6件
	高等学校	181校	82校	45.3%	156件	0.9件
	盲・ろう・養護	38校	3校	7.9%	6件	0.2件
	計	1,514校	588校	38.8%	2,099件	1.4件
16 年度	小学校	879校	126校	14.3%	252件	0.3件
	中学校	417校	311校	74.6%	1,405件	3.4件
	高等学校	171校	70校	40.9%	136件	0.8件
	盲・ろう・養護	39校	3校	7.7%	11件	0.3件
	計	1,506校	510校	33.9%	1,804件	1.2件

資料出所：子ども教育支援課

▼ 「いじめ」に関する県警の相談

平成17年中に警察で受理した「いじめ」に関する少年相談は116件で、前年（114件）に比べ2件増加しています。

表 - 5 - 19 いじめ相談の状況 (件)

区 分	平成 17年	平成 16年	増減	増減率 (%)
暴行等を加えられる	21	22	- 1	- 4.5
仲間外れにされる	3	14	-11	-78.6
金品を取り上げられる	6	3	+ 3	+ 100.0
無視される	6	2	+ 4	+ 200.0
言葉のいじめ	21	25	- 4	-16.0
容姿・身体の欠陥を言われる	7	4	+ 3	+ 75.0
物を隠される・壊される	9	5	+ 4	+ 80.0
その他	43	39	+ 4	+ 10.3
合 計	116	114	+ 2	+ 1.8

資料出所：県警少年育成課

■ 暴力行為

平成16年度に神奈川県内の公立学校の児童・生徒が起こした暴力行為の件数は5,007件で、平成15年度より314件減少しました。減少は中学校における件数であり、小学校と高等学校では増加しています。

校種別では、中学校での件数が全体の80.5%を占めています。形態別では、小・中・高等学校とも「生徒間暴力」が最も多く、次いで「器物損壊」となっています。

表 - 5 - 20 暴力行為の発生件数

(件)

	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度
対教師暴力	22	59	528	470	70	80	620	609
	37		▲ 58		10		▲ 11	
生徒間暴力	150	177	2 049	1 993	295	300	2 494	2 470
	27		▲ 56		5		▲ 24	
対 人 暴 力	8	4	172	108	33	27	213	139
	▲ 4		▲ 64		▲ 6		▲ 74	
器 物 損 壊	57	78	1 704	1 461	233	250	1 994	1 789
	21		▲ 243		17		▲ 205	
合 計	237	318	4 453	4 032	631	657	5 321	5 007
	81		▲ 421		26		▲ 314	

資料出所：子ども教育支援課

■ 学級運営における問題

県教育委員会では、授業中歩き回ったり、教員の注意を聞かなかったりして授業にならないといった現象を「学級全体が、一定期間以上、集団として授業の規律を失い、正常な学習活動ができない状況」とし、県内公立小学校における実態調査を行っています。

それによると、平成16年度は全879校のうち77校（8.76%）、学級数では14,139学級のうち92学級（0.65%）でこのような状況が発生しており、状況としては「私語が多い」「自分の席を勝手に離れたり、教室外に出る」「学習活動を教師の指示どおりにやらない」「授業が始まって自分の席につかない」「教師に反抗する」などの割合が高くなっています。

表 - 5 - 21 学年別発生状況

(学級)

	学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	複式学級	合計
15 年 度	学級数	2 369	2 309	2 394	2 288	2 267	2 306	4	13 937
	発生学級数	10	11	8	15	15	21	0	80
	発生率（%）	0.42%	0.48%	0.33%	0.66%	0.66%	0.91%	0.00%	0.57%
16 年 度	学級数	2 464	2 364	2 326	2 389	2 296	2 298	2	14 139
	発生学級数	6	11	12	18	14	31	0	92
	発生率（%）	0.24%	0.47%	0.52%	0.75%	0.61%	1.35%	0.00%	0.65%

資料出所：「正常な学習活動ができない状況」の調査
（子ども教育支援課 平成17年5月）

6 青少年と地域

地域活動への参加

■地域活動への参加状況

相模原市教育委員会の調査によると、小学生、中学生、高校生のいずれも「地域のお祭り」が第1位で、小学生の約8割、中学生の約7割、高校生の約5割が参加しています。2位以下を見ると、小学生は、「子ども会などの活動」(49.8%)、「地域の清掃や防災などの活動」(29.5%)などと続き、いずれも高い参加率となっています。中学生は、「募金(献血)」(22.5%)、「電車やバスでお年寄りや体の不自由な人に席を譲る」(16.7%)と続きます。高校生は、第2位の「募金(献血)」(16.4%)の他は、参加率が5%以下で、「まったく参加しない」は30.7%となっています。

また、中高生への「地域の大人と一緒に何かすることがあるか」という問いについては、「あまりない」「まったくない」が8割以上を占めています。そして6割以上が、機会があっても「あまりやりたいとは思わない」「まったくやりたいとは思わない」と思っています。

表 - 6 - 1 最近1年間の地域活動への参加状況(複数回答)

項 目	小学生 (281人)	中学生 (311人)	高校生 (342人)	計
地域のお祭り	78.6%	70.7%	49.1%	65.2%
募金(献血)		22.5%	16.4%	19.3%
高齢者のための施設を訪問する			5.0%	5.0%
地域のスポーツやレクリエーション大会	22.4%	10.9%	4.4%	12.0%
国際交流に関する活動			2.9%	2.9%
地域の清掃や防災などの活動	29.5%	10.0%	2.6%	13.2%
障害のある人のための施設を訪問する		2.3%	2.3%	2.3%
電車やバスで、お年寄りや体の不自由な人に席を譲る		16.7%		16.7%
地域の子どもたちの指導や世話		2.6%	2.0%	2.3%
子ども会などの活動	49.8%			49.8%
公民館の講座や催し	16.7%	2.9%	1.8%	6.6%
こどもセンターや児童館の催し	11.0%	1.9%	0.6%	4.2%
地域の企業を訪問する			0.0%	0.0%
上記以外のボランティア	8.2%	2.9%	3.8%	4.8%
まったく参加していない	10.7%	14.8%	30.7%	19.4%

図 - 6 - 1 ふだん地域の大人と一緒に
なつて何かをすることがあるか

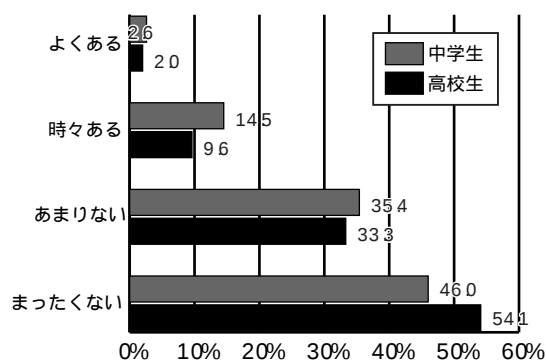
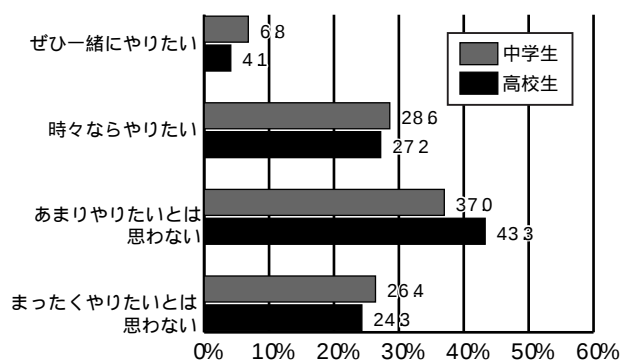


図 - 6 - 2 機会があれば地域の大人
と一緒に何かやりたいか



資料出所：子どもの生活に関する調査(相模原市教育委員会 平成15年2月)

地域で活動する青少年の仲間たち

■青少年団体・グループ

青少年が、団体やグループの集団活動に参加することで、仲間との交わりをとおして自分を発見したり、社会のルールを学習できます。また、集団活動を通じて、個人では経験しにくいさまざまな生活体験や自然体験を積むことも可能です。

青少年にとって、多様な体験活動をとおして豊かな人間関係や、共感する心を自らはぐくむことのできる集団活動は、社会性を養い人格形成を行ううえでも重要な意義をもっています。

県内では、数多くの団体やグループが活動していますが、趣味の活動等の目的追求型のグループ活動が増加しており、その内容も多様化、小集団化する傾向にあります。

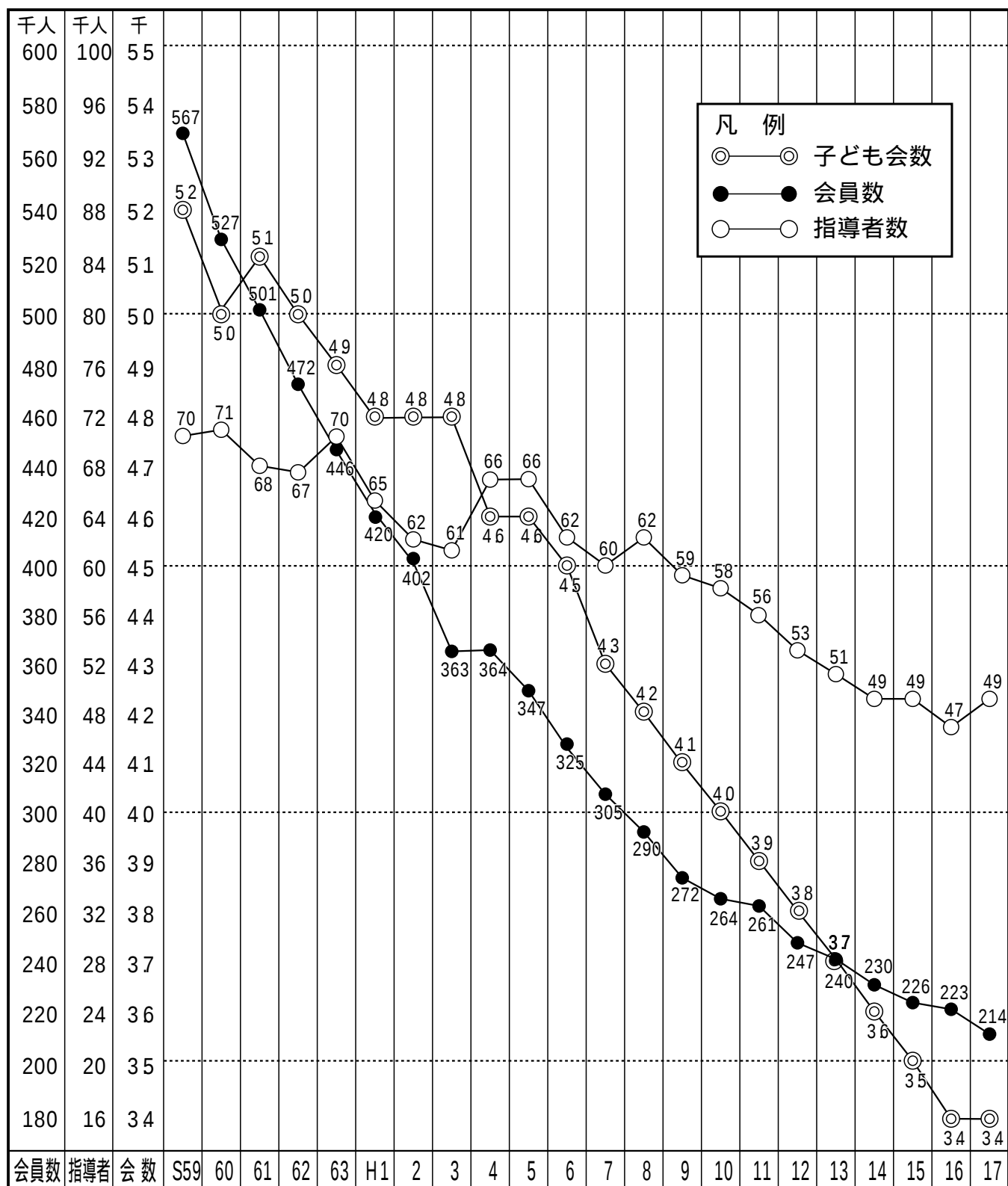
また、少子化ともあいまって、団体を構成する単位団体数、会員数についても減少傾向を見せています。

表 - 6 - 2 市町村別子ども会数、会員数、指導者数の状況

市町村名	子ども会数	会員数	指導者数	市町村名	子ども会数	会員数	指導者数
横浜市	1,157	78,513	15,221	葉山町	5	352	127
川崎市	337	28,444	7,545	寒川町	40	1,358	238
横須賀市	291	16,679	3,095	大磯町	23	1,398	194
平塚市	140	8,111	1,151	二宮町	18	1,531	228
鎌倉市	7	449	160	中井町	25	566	265
藤沢市	49	2,803	2,459	大井町	20	1,147	210
小田原市	185	7,192	2,782	松田町	22	641	329
茅ヶ崎市	42	2,713	402	山北町	30	757	588
逗子市	45	1,769	557	開成町	12	756	198
相模原市	186	18,037	3,690	箱根町	27	526	136
三浦市	60	2,942	740	真鶴町	9	315	142
秦野市	85	4,995	1,041	湯河原町	31	801	237
厚木市	111	5,266	1,554	愛川町	33	1,516	607
大和市	51	3,560	486	清川村	4	103	27
伊勢原市	86	3,849	1,004	城山町	12	1,673	190
海老名市	60	7,210	546	津久井町	53	1,900	753
座間市	20	899	323	相模湖町	21	499	295
南足柄市	35	2,510	611	藤野町	7	579	294
綾瀬市	39	1,399	769	合 計	3,378	213,758	49,194

資料出所：神奈川県子ども会連絡協議会（平成17年6月1日）

図 - 6 - 3 子ども会数、会員数、指導者数の推移



(注) 平成11年度からは、会員数に4、5歳及び高校生を含む。

資料出所：神奈川県子ども会連絡協議会（各年6月）

▼少年団体

表 - 6 - 3 少年団体

団体名・所在地（連絡先）等	活 動 内 容
神奈川県子ども会連絡協議会 〒241-0815 横浜市旭区中尾2-1-14 スカウト会館内 (045) 365-3424	戦後の混乱の中で子どもたちの非行防止を目的としてつくられましたが、年を追って、子どもやジュニア・リーダーの主体的な参加による活動へと変化してきました。 地域の異年齢の子どもたちが集まってのキャンプ、スポーツ・レクリエーション活動、町内清掃、伝統芸能の継承など、少年の社会参加、地域コミュニティ活動への参加の機会として大きな期待が寄せられています。 (3,378団体 21万3,758人)
日本ボーイスカウト神奈川連盟 同 上 (045) 365-3421	青少年の自発的活動の啓発を目的としています。「ちかい」、「おきて」をもち、「そなえよつねに」をモットーとして自主的なプログラムをつくり、奉仕活動、野外活動、国際交流活動などを行っています。就学前年の9月から年齢別にビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト、ローバースカウトの5部門に分かれて活動を展開しています。 (192団 1万3,158人)
社団法人ガールスカウト日本連盟神奈川支部 同 上 (045) 365-3423	「自己開発」、「人とのまじわり」、「自然とともに」の3本を活動の柱に掲げ、少女たちが自主的な活動をとおりて自分を高め、他の人のために役立つ市民となることを目的としています。就学前1年からテンダーフット、ブラウニー、ジュニア、シニア、レンジャー、成人会員の6部門に分かれて活動しています。 (83団 3,418人)
日本海洋少年団神奈川県連盟 〒244-0004 横浜市戸塚区小雀町2150-17 事務局 新岡様方 (045) 852-3138	海に親しみ、はてしなく広がる海をグラウンドとして、楽しみながら心身をきたえ、少年少女を海洋国日本にふさわしい、たくましく立派な社会人に育てることを目的としています。水泳やカッター訓練などとおして海洋に関する知識、海上生活に必要な技術を学び、その他レクリエーション、奉仕活動などを行っています。県内では、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、大和市、茅ヶ崎市に組織があり、着実な活動を続けています。 (6団 160人)
健民少年団神奈川県連合 〒221-0841 横浜市神奈川区松本町4-34-1 事務局 畑様方 (045) 321-7023	都市部の青少年に野外での自然な生活を送る機会を多く与えることにより健康で強固な意思と体力を養成し、創造力に富み、隣人を愛し、社会的な理解力にすぐれた青少年を育てることを目的にスポーツ活動、野外活動、他都市との交歓活動を行っています。団員は、横浜市、藤沢市、小田原市で活躍しています。 (17団 243人)
神奈川県スポーツ少年団 〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内 (045) 311-0653	スポーツ活動を通じて少年の健康な体と心を育てることを目的としています。スポーツを愛好する小・中学生を対象に各種のスポーツ活動の実践に努める一方、スポーツテスト講習会、スポーツ交歓会などの活動とおして団員の資質向上と各団相互の親睦を図っています。 (423団 1万4,760人)
神奈川県青少年赤十字(J.R.C.) 〒231-0023 横浜市中区山下町70-7 日赤神奈川支部内 (045) 681-2123	青少年が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、青少年自身が日常の中で、望ましい人格と精神を自ら形成することを目的としています。小・中・高等学校の中に組織されており、救急法の習得、国内・国際親善活動、発展途上国の援助などの活動をしています。 (194校 2万7,401人)
神奈川航空少年団 〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷3-39-6 橋本様方 (045) 891-9828	青少年の航空及び航空宇宙に関する知識の習得と、規則正しい団体生活とおして立派な社会人を育てることを目的としています。 主な活動として、「夏期航空教室」や「日米青少年の交歓研修」などを行っています。 (40人)
神奈川少年友の会 〒231-8585 横浜市中区寿町1-2 横浜家庭裁判所内 (045) 681-4181 (月・水曜日のみ)	非行・交通違反を犯して横浜家庭裁判所へ送られてきた少年少女たちが、正しく立ち直れるように家庭裁判所と協力して、善意の奉仕をすることを目的として活動しています。

資料出所：青少年課（平成17年4月1日現在）

▼ 青年団体

表 - 6 - 4 青年団体

団体名・所在地（連絡先）等	活 動 内 容
神奈川県青少年団体連絡協議会 〒222-0024 横浜市港北区篠原台町6-16 （社）神奈川県青少年協会 気付 （045）402-0346	昭和37年に県内の青年団体が結集し、県内青年団体の連絡・協議を目的として発足しました。 活動内容は、外国人留学生、研修生との交歓合宿を行う国際交流事業、スキーフェスティバルなどで、県内最大の青年組織として活動しています。 （以下の9団体 3万0,078人）
神奈川県青年団協議会 〒259-1204 平塚市上吉沢961 坂間様方 （0463）58-3771	昭和27年に結成された団体で、地域に根ざした活動を行っている青年団体です。また、全国的な組織である日本青年団協議会（日青協）に加盟しています。 主な活動として、青年問題研究集会、交流交歓事業大会などを行っています。 （53人）
横浜市青年団体連絡協議会 〒231-0013 横浜市中区住吉町4-42-1 横浜市青少年育成センター内 （045）662-7348	青年の社会参加を図り、青年活動の輪を広げるために結成された横浜市の青年団体、サークルの連合組織で、主な活動としては、国際交流活動、野外活動などを行っています。 （12団体 2,100人）
神奈川県青年国際交流機構 〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋 6-25-4 篠崎様方 （045）491-6946	国の青年国際交流事業に参加した青年を中心として結成された団体で、国際親善に寄与することを目的とし、国及び公的機関が実施する青年国際交流事業への協力などを行っています。 （1,098人）
横浜キリスト教青年会 （横浜YMCA） 〒231-0014 横浜市中区常盤町1-7 （045）662-3721	YMCAの目的に賛同する18歳以上の人で構成されている団体で、日本YMCAに加盟しています。 主な活動として、体育活動、外国語活動、青少年活動などを行っています。 （1万7,451人）
横浜キリスト教女子青年会 （横浜YWCA） 〒231-0023 横浜市中区山下町225 （045）681-2903	YWCAの目的に賛同する女性で構成されている団体で、日本YWCAに加盟しています。 主な活動として、各種教養活動、ボランティア活動、野外活動などを行っています。 （120人）
神奈川県BBS連盟 〒231-0021 横浜市中区日本大通9 横浜保護観察所内 （045）201-1844	BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement）と言われ、非行におちいった少年少女との友だち活動を行うとともに、地域社会への啓蒙、研修会なども行っています。 （10地区 52人）
神奈川県ユースホステル協会（KYH） 〒220-0044 横浜市西区紅葉ヶ丘1 （045）241-6501	ユースホステル活動を行う青年団体で、日本ユースホステル協会に加盟しています。 主な活動として、指導者養成、講習会、野外活動などを行っています。 （8,839人）
神奈川県世界青年友の会 〒251-0027 藤沢市鵠沼桜が岡3-10-2 金井様方 （0466）27-2363	国際交流に理解と関心を持つ青年の団体です。 国際交流事業、海外青年の受入事業などを行っています。 （15人）
ピーストレインの友の会 〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋 6-25-4 篠崎様方 （045）491-6946	日本国際連合協会神奈川県本部と県が主催する「ピーストレインかながわ」事業に参加した青年を中心として結成された団体で、平和各種事業への参加、留学生との交流などを行っています。 （350人）

団体名・所在地（連絡先）等	活 動 内 容
神奈川県青年赤十字奉仕団連絡協議会 〒231-0023 横浜市中区山下町70-7 日赤神奈川県支部内 (045) 681-2123	赤十字を通じての奉仕を目的として、一般青年あるいは大学などの学校を単位として組織された協議会で、ボランティア研修会、献血キャンペーン、他県奉仕団との親善交歓、国際活動などを行っています。 (4団体 141人)
(社)日本青年会議所 関東地区神奈川ブロック協議会 〒254-0812 平塚市松風町2-10 平塚商工会議所内 (0463) 21-6474	(社)日本青年会議所の神奈川ブロックに所属する団体等の協議会で、地域活動等を推進しています。 (1,429人)
青少年海外協力隊神奈川県OB会 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター レターケースNo.152	青年海外協力隊に参加した神奈川県出身の青年により国際親善に寄与することを目的に結成された団体で、国際交流協力事業などを行っています。 (1,500人)

(注) ～ までは神奈川県青年団体連絡協議会加盟団体
資料出所：青少年課（平成17年4月1日現在）

▼その他の団体及び市町村域の連絡組織

表 - 6 - 5 その他の団体及び市町村域の連絡組織

団 体 名	所 在 地	電 話
(社)神奈川県青少年協会	〒222-0024 横浜市港北区篠原台町6-16	(045) 402-0346
川崎市青年団体連絡協議会	〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1 川崎市市民局地域生活部青少年育成課内	(044) 200-2111
(財)藤沢市青少年協会	〒251-0054 藤沢市朝日町10-8	(0466) 25-5215
相模原市ユースネットワーク	〒229-0007 相模原市矢部新町3-15 相模原市青少年学習センター内	(042) 751-0091

資料出所：青少年課（平成17年4月1日現在）

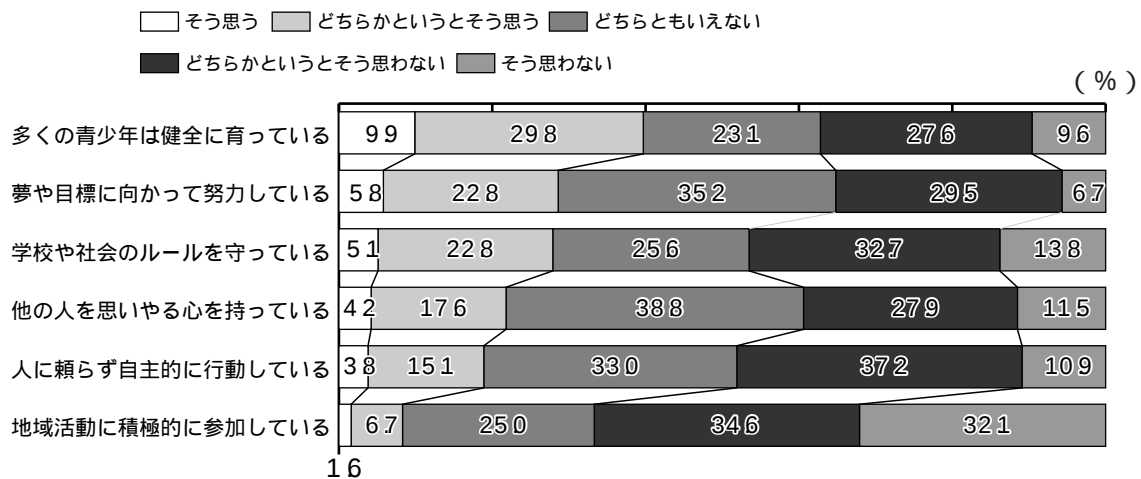
■ 青少年に関する意識

現在の青少年に対してどのような認識をもっているかについて、県内に居住する男女400人にたずねました。

○ 青少年への見方

現在の青少年をどのように見ているかという問いに、肯定的な見方（「そう思う」＋「どちらかというと思う」）の割合が最も高かった設問は「多くの青少年は健全に育っている」（39.7％）で、最も低かったのは「地域活動に積極的に参加している」（8.3％）です。

図 - 6 - 4 現在の青少年をどのように見ているか

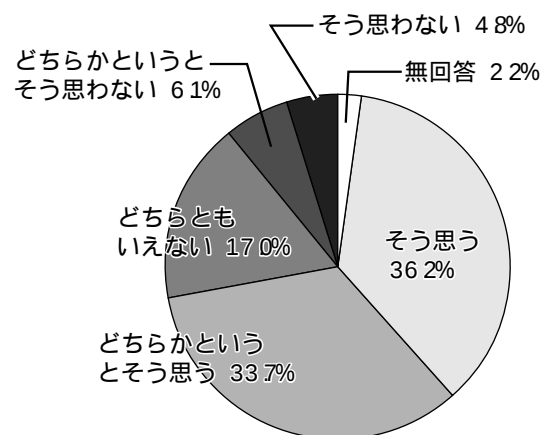


資料出所：平成 15年度県政モニター課題意見（広報県民課）

○ 青少年の居場所について

青少年の身近な遊び場や安心できる“居場所”がなくなっていると思うかという問いに、肯定的な見方（「そう思う」＋「どちらかというと思う」）が約7割となりました。

図 - 6 - 5 身近な遊び場や安心できる居場所がなくなっていると思うか



資料出所：平成 15年度県政モニター課題意見（広報県民課）

○社会の無理解、無関心について

社会が青少年に対して無理解、無関心であると思うかという問いに、肯定的な見方（「そう思う」＋「どちらかというと思う」）が、6割を超えました。

また、どのような対策に力を入れるべきだと思うかという問いに、「青少年に声をかける運動、盛り場のパトロールや補導活動など、具体的なキャンペーンを展開する」と、「一人ひとりの大人が地域で青少年を見守るように心がける」がともに3割台となりました。

図 - 6 - 6 社会が青少年に対して無理解、無関心であると思うか

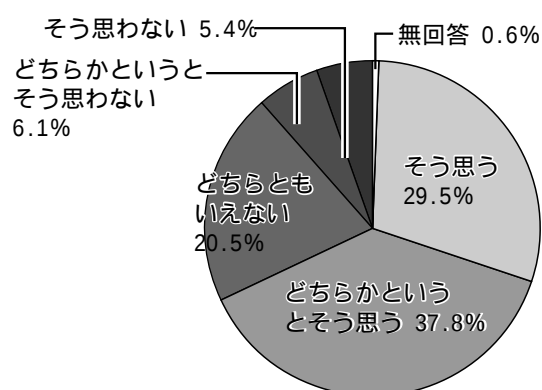
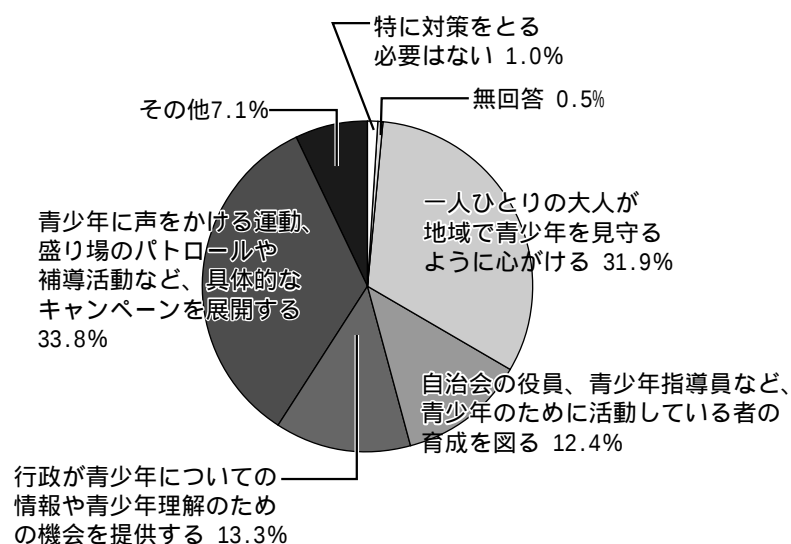


図 - 6 - 7 社会が青少年に対して無理解、無関心であることへの対策



資料出所：平成15年度県政モニター課題意見（広報県民課）

7 青少年と労働

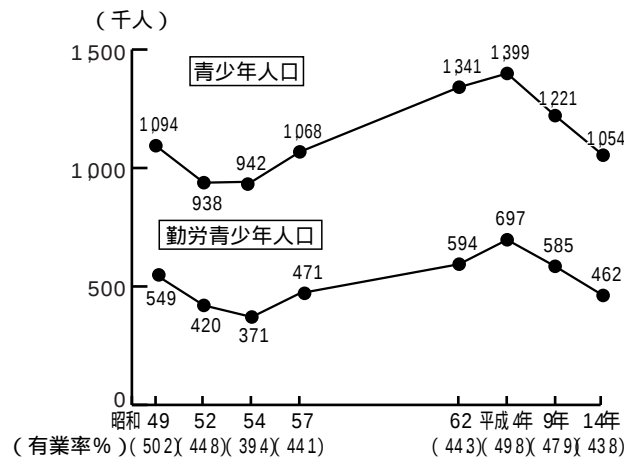
青少年の就業状況

▼勤労青少年の数

県内の勤労青少年（15～24歳の有業者）の数は、平成14年の「就業構造基本調査」によると46万2,200人で、勤労者全体（443万3,600人）の10.4%となっています。

下の図は、県内の青少年人口（15～24歳の総数）と勤労青少年の推移をまとめたものです。それまで減少していた勤労青少年人口は昭和54年を底として増加を続けていましたが、平成4年をピークに減少しています。

図 - 7 - 1 勤労青少年人口（15～24歳）の推移

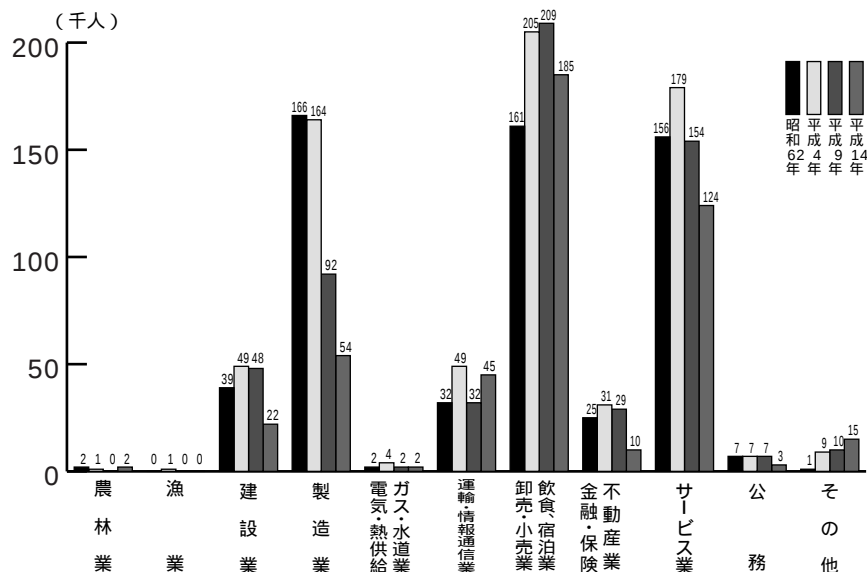


資料出所：就業構造基本調査（総務省統計局）

▼勤労青少年の産業別就業状況

勤労青少年の産業別就業状況は、平成14年の「就業構造基本調査」によると下図のとおり、卸売・小売業、飲食、宿泊業が40.1%（18万5,400人）と最も多く、次いでサービス業26.9%（12万4,200人）、製造業11.6%（5万3,700人）の順になっています。前回（平成9年実施）の同調査と比較すると、運輸・情報通信業で増加していますが、製造業や金融・保険・不動産業では大幅に減少しています。

図 - 7 - 2 勤労青少年の産業別就業構造



資料出所：就業構造基本調査（総務省統計局）

▼求職・求人・就職の状況

新規学卒者の労働市場は、昨年と比べ若干改善しつつあります。

平成17年3月の中学卒業生の就職希望者は167人で、前年に比べ8.4%の増加となり、また、高校卒業生の就職希望者は5,002人で、前年より4.8%の減少となっています。

平成16年度の学卒者に対する求人は、中学で219人、高校で9,344人と、前年に比べ中学は11.2%、高校は14.9%増加となっています。求人倍率は、中学で1.31倍（前年1.28倍）、高校で1.87倍（前年1.55倍）と中学、高校ともに上昇しました。

なお、就職率は中学校94.0%、高等学校98.8%でした。

表 - 7 - 1 新規学校卒業者の求職・求人充足状況

項目 中・高卒業年次別		求職者数	求人数	充足数	うち県外 からの 充足数	求人倍率	充足率
中 学 校	平成11年3月卒	310人	380人	300人	21人	1.23倍	78.9%
	12年3月卒	200	261	183	16	1.31	70.1
	13年3月卒	218	234	179	6	1.07	76.5
	14年3月卒	161	195	133	13	1.21	68.2
	15年3月卒	134	199	115	10	1.49	57.8
	16年3月卒	154	197	115	7	1.28	58.4
	17年3月卒	167	219	122	1	1.31	55.7
高 等 学 校	平成11年3月卒	7,335	14,085	7,665	2,691	1.92	54.4
	平成12年3月卒	5,643	8,667	5,573	1,601	1.54	64.3
	平成13年3月卒	5,887	9,836	6,058	1,984	1.67	61.6
	平成14年3月卒	5,562	10,047	5,536	1,891	1.81	55.1
	平成15年3月卒	5,004	8,272	4,762	1,544	1.65	57.6
	平成16年3月卒	5,254	8,134	4,727	1,457	1.55	58.1
	平成17年3月卒	5,002	9,344	5,032	1,681	1.87	53.9

資料出所：神奈川労働局

▼離職状況

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室の調査によると、平成13年3月に中学を卒業した生徒についてみると、平成16年3月までの就職後3年間で70.4%が離職しています。また、高卒者では就職後3年間に離職した者は48.0%となっています。

こうした高い離職率の背景には、就職する際に職業意識が十分に醸成されていないということもあると考えられます。

表 - 7 - 2 新規学校卒業者の離職状況

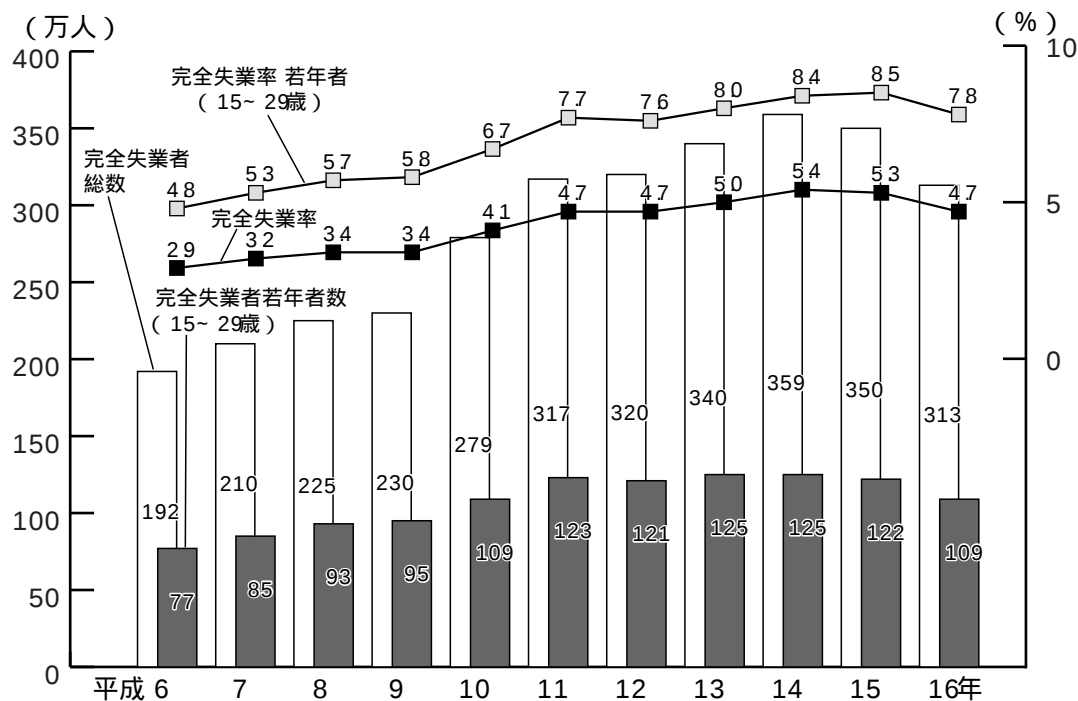
項目 中・高 卒業年次別		就職者数(人)			卒業時から平成16年3月までの離職状況					
		計	男	女	合計		男		女	
					離職者数 (人)	離職率 (%)	離職者数 (人)	離職率 (%)	離職者数 (人)	離職率 (%)
中学校	平成13年3月	115	91	24	81	70.4	64	70.3	17	70.8
	平成14年3月	75	51	24	52	69.3	37	72.5	15	62.5
	平成15年3月	65	49	16	27	41.5	21	42.9	6	37.5
高等学校	平成13年3月	7,352	4,743	2,609	3,525	47.9	2,080	43.9	1,445	55.4
	平成14年3月	6,420	4,206	2,214	2,350	36.6	1,413	33.6	937	42.3
	平成15年3月	5,813	3,794	2,019	1,337	23.0	821	21.6	516	25.6

資料出所：厚生労働省職業安定局

▼失業者の状況

平成16年（年平均）の若年者（15～29歳）の失業者数は109万人でした。職に就かず就職活動を行っている全国の若年者の失業率は平成6年以降徐々に増加していましたが、平成16年は0.7ポイント低下しました。

図 - 7 - 3 完全失業者の推移



資料出所：労働力調査報告（総務省統計局）

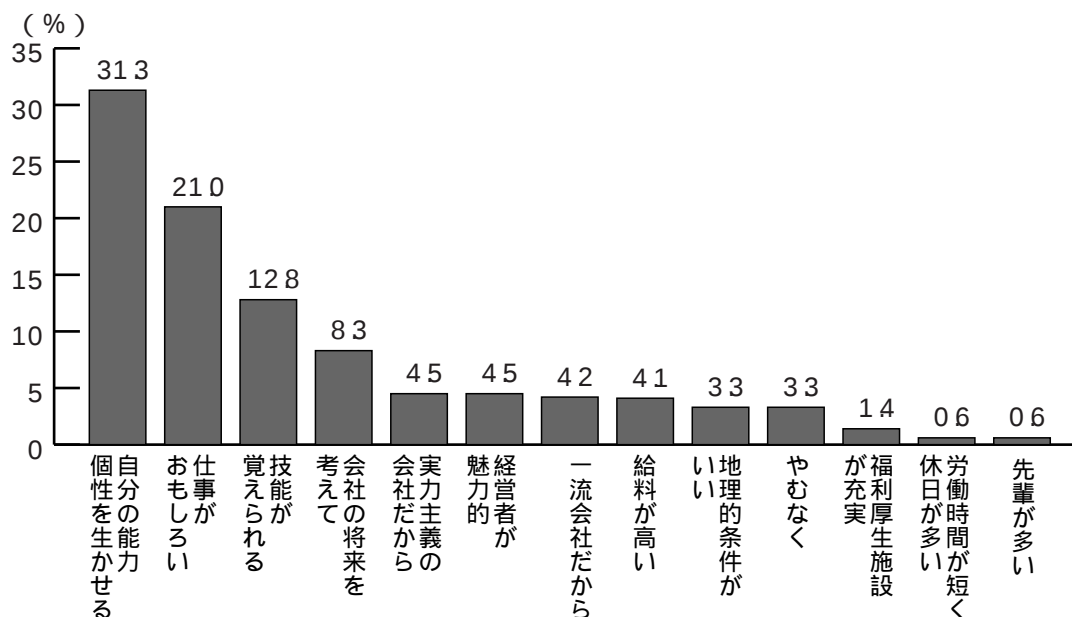
勤労青少年の職業観

▼働く目的

(社)日本経済青年協議会と(財)社会経済生産性本部が、企業の進入社員を対象に実施した調査によると、会社を選ぶときに重視した要因は、「自分の能力・個性を活かせる」(31.3%)が最も多く、次に「仕事がおもしろい」(21.0%)「技術が覚えられる」(12.8%)の順となっています。

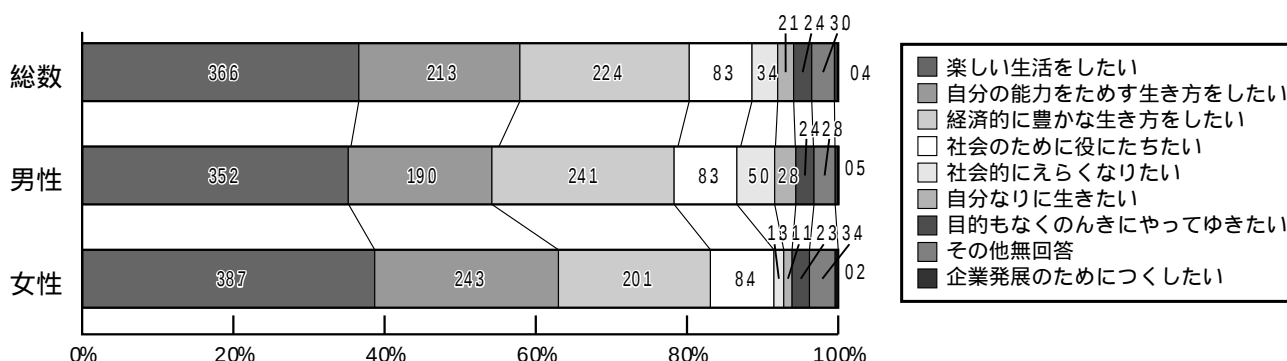
また、働く目的では、「楽しい生活をしたい」(36.6%)が最も多く、次に「経済的に豊かな生活を送りたい」(22.4%)、「自分の能力をためす生き方をしたい」(21.3%)の順となっています。

図 - 7 - 4 会社を選ぶとき重視した要因



資料出所：平成17年度新入社員「働くことの意識」調査報告書
((社)日本経済青年協議会・(財)社会経済生産性本部)
「無回答」は省略してあるため、合計しても100%になりません。

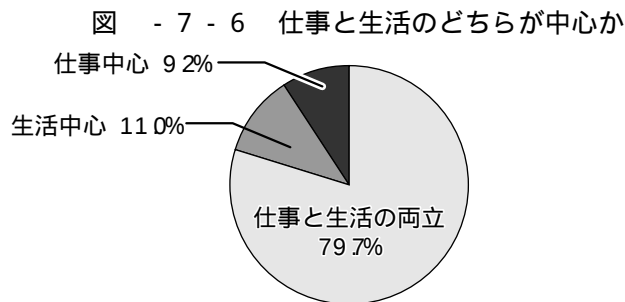
図 - 7 - 5 働く目的



資料出所：平成17年度新入社員「働くことの意識」調査報告書
((社)日本経済青年協議会・(財)社会経済生産性本部)
コンマ1桁は四捨五入のため合計しても100%になりません。

▼働き方

仕事と生活を比べると、全体の79.7%が「仕事と生活の両立」と答えていますが、「生活中心」(11.0%)とするものが、「仕事中心」(9.2%)とするものを上回っています。

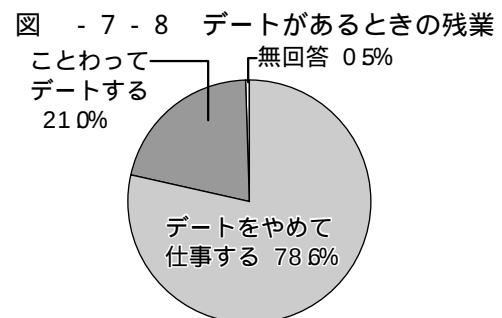
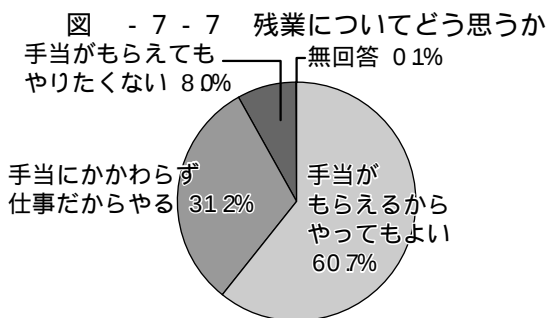


資料出所：平成17年度新入社員「働くことの意識」調査報告書
 ((社)日本経済青年協議会・(財)社会経済生産性本部)
 コンマ1桁は四捨五入のため合計しても100%になりません。

▼職場生活の考え方

残業についてどう思うかという設問では、「手当がもらえるからやってもよい」(60.7%)、「手当にかかわらず仕事だからやる」(31.2%)、「手当がもらえてもやりたくない」(8.0%)という順になりました。

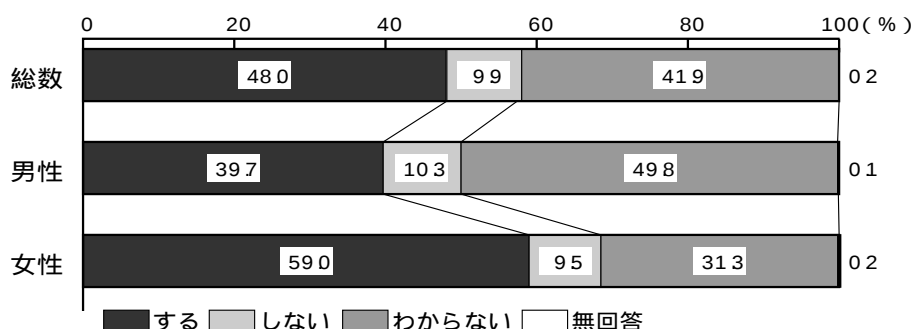
また、デートの約束があったときに残業を命じられたら、全体の78.6%が「デートをやめて仕事をする」と回答しており、男性76.2%に対して、女性81.8%と女性の方が上回っています。



資料出所：平成17年度新入社員「働くことの意識」調査報告書
 ((社)日本経済青年協議会・(財)社会経済生産性本部)

結婚後の共働きについては、「する」が48.0%を占めています。また、性別でみると、「する」という回答は、男性が39.7%に対して女性は59.0%と女性の方が共働き志向が強くなっています。

図 - 7 - 9 結婚後の共働き



資料出所：平成17年度新入社員「働くことの意識」調査報告書
 ((社)日本経済青年協議会・(財)社会経済生産性本部)
 コンマ1桁は四捨五入のため合計しても100%になりません。

▼フリーター

平成17年版労働経済白書によると、フリーターを年齢15歳から34歳、卒業者であり、女性については未婚の者とし、さらに 現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」、「パート」である雇用者で、 現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義して集計したところ、2004年平均では213万人となりました。

図 - 7 - 10 フリーターの動向（2004年平均）

性別、年齢階級別フリーター数（単位 万人）

性 別	年齢計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳
男女計	213	25	88	62	37
男 性	95	11	38	29	17
女 性	119	14	51	34	20

性別、学歴別フリーター数（単位 万人）

性 別	学歴計	中学・高校	短大・高専	大学・大学院
男女計	213	143	44	26
男 性	95	67	12	15
女 性	119	75	32	11

性別、労働力状態別フリーター数（単位 万人）

性 別	就業形態計	就業者	完全失業者	非労働力人口
男女計	213	188	23	3
男 性	95	82	11	2
女 性	119	106	12	1

注：男女計については、男性・女性それぞれの内訳について、
千単位を四捨五入しているため、合計と合わない箇所がある。

資料出所：総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

8 国際化社会の中の青少年

■ 青少年の出入国状況

▼ 海外渡航と訪日

平成16年中に我が国を出国した日本人海外渡航者の数は1,683万1,112人で、前年に比べ26.6%の増加となりました。このうち0～24歳の青少年は259万8,310人（男105万9,342人、女153万8,968人）で全体の15.4%を占めています。

神奈川県を居住地とする日本人海外渡航者は、180万7,095人（対前年比24.5%増）で、このうち0～24歳の青少年は25万6,205人（男10万5,388人、女15万817人）で神奈川県全体の14.2%を占めています。

一方、同年中の外国人入国者数は675万6,830人で、対前年比18.0%増加となっています。このうち0～24歳の青少年は117万393人（男49万8,628人、女67万1,765人）で、全体の17.3%を占めています。

▼ 帰国児童・生徒の状況

わが国の国際交流は、政治・経済・文化など幅広い分野に及び、一段と活発になってきております。

平成16年度までの学校基本調査によると、県内の帰国児童・生徒数は、過去5年間で8,471人に達しています。

表 - 8 - 1 帰国児童・生徒の推移

(人)

校種 年度	小 学 校			中 学 校			計
	国公立	私立	計	国公立	私立	計	
平成12年度	1 463	26	1 489	455	133	588	2 077
13	1 224	30	1 254	392	131	523	1 777
14	1 268	35	1 303	328	82	410	1 713
15	1 126	24	1 150	314	94	408	1 558
16	947	18	965	248	133	381	1 346

資料出所：学校基本調査（統計課 各年5月1日現在）

▼ 外国籍児童・生徒の状況

国際化の進展に伴い、国境を越えた往来が年々盛んになってきています。特に、平成2年の「出入国管理および難民認定法」の改正以後、中南米地域から多くの外国籍児童・生徒が公立小・中学校へ編入しています。

平成17年には、世界56か国から5,740名の外国籍児童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の30%にあたる1,732名が日本語の指導を必要としています。

学校では、生活習慣の違いや日本語のわからないことなどに十分配慮し、外国籍児童・生徒一人ひとりを大切にしたい個別指導が重要になってきています。

表 - 8 - 2 外国籍児童・生徒数の推移

(人)

	平成 2 年	平成 5 年	平成 10 年	平成 17 年
小学校	2 330	3 333	3 460	4 001
中学校	852	1 331	1 645	1 739
計	3 182	4 664	5 105	5 740

表 - 8 - 3 日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒数

(人)

	アジア	中南米	北米	ヨーロッパ等	計
小学校	672	537	35	8	1 252
中学校	288	182	8	2	480
計	960	719	43	10	1 732

資料出所：子ども教育支援課

■ 青年海外協力隊の活動

国際協力機構青年海外協力隊事務局では、昭和40年4月以来、優れた技術と国際協力に情熱をもつ青年をアジア・アフリカ・中南米・大洋州・東欧などの開発途上国を中心とした国々に派遣しています。

隊員は、ボランティアとして原則2年間派遣され、地域の人々と一体となり、農林水産・土木建築・教育文化・保健衛生など7部門、約120職種にわたるさまざまな分野において各国の国づくりに協力しています。

また、隊員自身も活動の過程で多くのことを学び、地球的な視野を広めており、帰国後の日本での活動が期待されています。

第1回派遣以来、多くの日本の青年が各国に派遣されましたが、平成17年8月末現在で84か国へ累計2万7,485人（うち県内は1,907人）が派遣されています。平成16年度中には、本県出身の95人が48か国に派遣され、活動をしています。

表 - 8 - 4 青年海外協力隊派遣人数（昭和40年～平成17年8月）

全 国	神奈川県
27,485 (10,964) 人 84か国	1,907 (789) 人
内訳 派遣中隊員 2,702 (1,529) 人 帰国隊員 24,783人 (9,435) 人	内訳 派遣中隊員 208 (109) 人 帰国隊員 1,699 (680) 人

注：() 内は女性を内数で示す。

資料出所：国際協力機構青年海外協力隊事務局

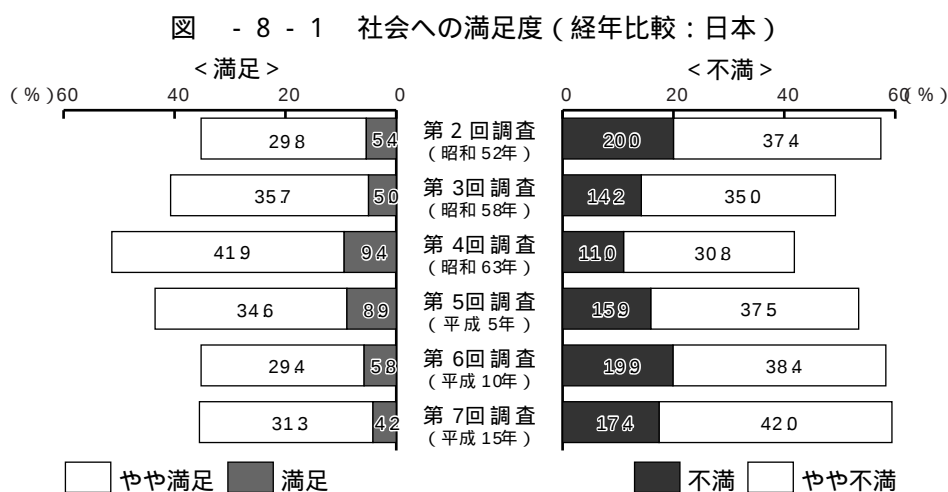
■ 青少年の意識に関する国際比較

内閣府が行った「第7回世界青年意識調査」（調査対象：各国18～24歳）によると、「自国の社会に対する満足度」「ボランティア活動への興味」「年老いた親の扶養」について、次のような結果が得られました。

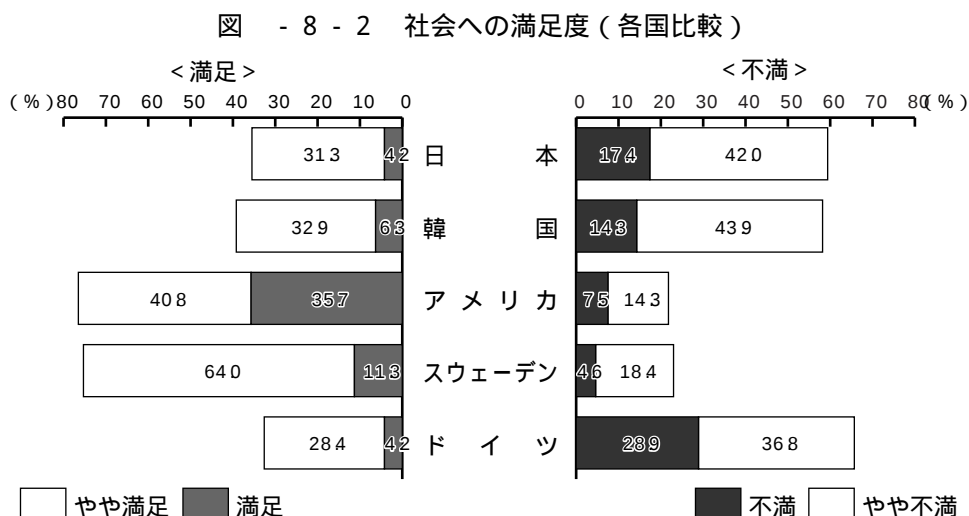
○ 自国の社会に対する満足度

日本では、自国の社会に「満足」（4.2%）と「やや満足」（31.3%）を合わせた『満足』は35.5%で、「やや不満」（42.0%）と「不満」（17.4%）を合わせた『不満』の59.4%を下回っています。

経年比較でみると、第4回調査で『満足』が最も高かった値が第5、6、7回調査で減少傾向にあります。



各国でみると、『満足』はアメリカ（76.5%）とスウェーデン（75.3%）で高く、他の3か国はいずれも『不満』が『満足』を上回っています。



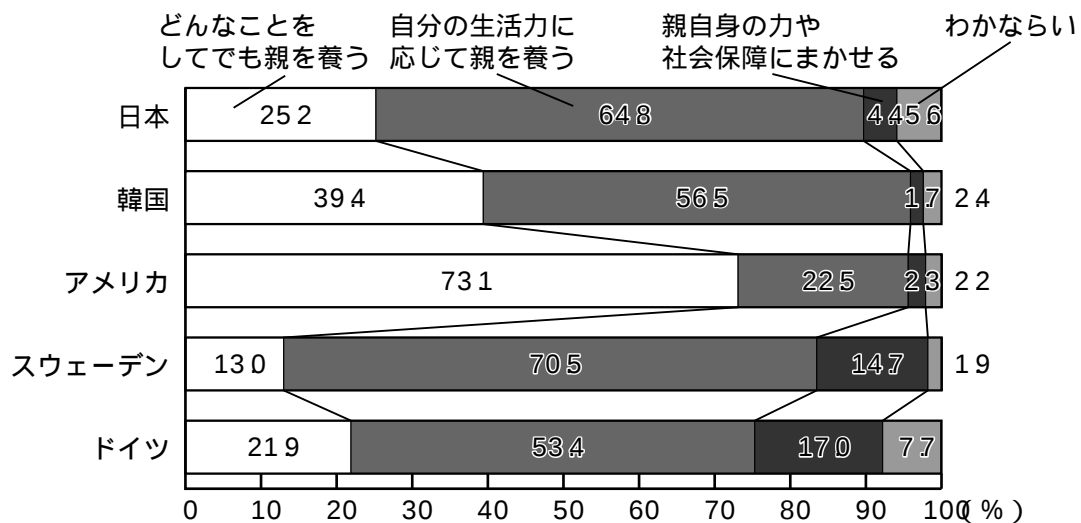
資料出所：第7回世界青年意識調査報告書（内閣府）

○ 年老いた親の扶養

日本では、年老いた親の扶養については、「自分の生活力に応じて親を養う」が64.8%で最も高く、次いで「どんなことをしてでも親を養う」が25.2%、「親自身の力や社会保障にまかせる」が4.4%となっています。

各国比較でみると、「自分の生活力に応じて親を養う」はスウェーデン（70.5%）、日本（64.8%）、韓国（56.5%）、ドイツ（53.4%）の順で高く、アメリカでは「どんなことをしてでも親を養う」（73.1%）が最も高くなっています。

図 - 8 - 3 年老いた親の扶養（各国比較）



資料出所：第7回世界青年意識調査報告書（内閣府）

9 青少年の非行

少年補導

■非行少年の検挙・補導状況

平成17年中に検挙・補導された非行少年の総数は1万1,341人で、前年に比べると411人（3.8%）増加しました。

平成17年中の男女別の人員をみると、男子が全体の77.2%を占めています。

表 - 9 - 1 非行少年の推移 (人)

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	10 715 (2 240)	10 986 (2 385)	11 152 (2 388)	10 930 (2 562)	11 341 (2 591)
刑法犯	10 309 (2 090)	10 590 (2 269)	10 717 (2 287)	10 551 (2 492)	10 900 (2 507)
犯罪少年	9 160 (1 821)	9 383 (1 982)	9 430 (2 010)	9 292 (2 208)	9 631 (2 255)
触法少年	1 149 (269)	1 207 (287)	1 287 (277)	1 259 (284)	1 269 (252)
特別法犯	350 (120)	365 (95)	389 (69)	350 (52)	411 (65)
犯罪少年	346 (118)	354 (95)	378 (68)	347 (50)	399 (65)
触法少年	4 (2)	11	11 (1)	3 (2)	12 (0)
ぐ犯少年	56 (30)	31 (21)	46 (32)	29 (18)	30 (19)

(注1) ぐ犯少年：少年の性格、環境に照らして、将来罪を犯し、又は
刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

(注2) () は女子を内数で示す。

資料出所：県警少年育成課

■刑法犯検挙・補導人員の状況

平成17年中の刑法犯検挙・補導人員は1万900人で前年に比べると349人（3.3%）増加しました。また、罪種別では、窃盗犯が刑法犯の58.5%を占めています。

成人を含めた刑法犯検挙人員に占める犯罪少年の割合は31.7%でした。

表 - 9 - 2 刑法犯の罪種別状況 (人)

区 分	刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	その他
17年	10 900	95	904	6 378	3 523
16年	10 551	202	916	5 852	3 581
増減数	+ 349	±07	±2	+ 526	-58
増減率(%)	+ 3.3	53.0	±3	+ 9.0	±6

資料出所：県警少年育成課

▼ 刑法犯は中・高校生が中心

学校・職業別では、中学生が4,217人、高校生が4,219人、中・高校生で全体の77.4%を占めています。

表 - 9 - 3 刑法犯の学校・職業別推移 (人)

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	10 309	10 590	10 717	10 551	10 900
小 学 生 以 下	156	158	213	178	170
中 学 生	4 023	4 084	3 976	3 845	4 217
高 校 生	3 713	3 807	3 892	4 043	4 219
その他の学生	648	738	847	769	840
有 職 少 年	747	762	777	731	667
無 職 少 年	1 022	1 041	1 012	985	787

資料出所：県警少年育成課

▼ 万引き、乗物盗等の非行が中心

万引き、乗物盗等の非行で検挙・補導された少年は8,224人で、全体の75.4%を占め、刑法犯の中心を占めています。

表 - 9 - 4 万引き、乗物盗等の推移 (人)

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	7 667	7 700	7 628	7 778	8 224
万 引 き	2 413	2 445	2 498	3 056	3 456
オートバイ盗	1 376	1 122	870	728	765
自 転 車 盗	1 056	1 125	1 241	1 203	1 361
占有離脱物横領	2 822	3 008	3 019	2 791	2 642
刑法犯に占める割合(%)	74.4	72.7	71.2	73.7	75.4

資料出所：県警少年育成課

■ 特別法犯の推移

刑法犯以外の罪を特別法犯といいます。平成17年中の特別法犯検挙・補導人員は411人で、前年に比べると61人（17.4％）増加しています。

表 - 9 - 5 特別法犯の推移

（人）

法令別	年別	13年	14年	15年	16年	17年
総 数		350	365	389	350	411
毒物及び劇物 取 締 法		163	136	89	56	37
覚せい剤取締法		52	30	35	20	29
そ の 他		135	199	265	274	345

資料出所：県警少年育成課

▼ 薬物乱用の推移

少年の薬物乱用については、成長途中の心身に重大な影響を及ぼすうえ、薬物欲しさからの窃盗、恐喝、売春等の非行や薬物の影響にある悲惨な事件、事故の発生などを招きます。平成17年中にシンナーや覚せい剤等の薬物を乱用して検挙された少年は86人で、特別法犯全体の20.9％を占めています。

表 - 9 - 6 薬物乱用の中・高校生の推移

（人）

区 分	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	228	195	151	99	86
中学生	20	23	7	8	11
高校生	51	35	28	22	15
小計	71	58	35	30	26
中・高校生の 占める割合	31.2%	29.7%	23.1%	30.3%	30.2%

（注）薬物乱用とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法及び毒物及び劇物取締法違反をいう。

資料出所：県警少年育成課

■ 不良行為少年の推移

平成17年中に飲酒や喫煙等で補導された少年は10万3,410人です。

このうち、深夜はいかいと喫煙で89.3%を占めています。

表 - 9 - 7 不良行為少年の推移

(人)

	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	59 009	65 269	79 552	100 367	103 410
飲 酒	2 323	2 381	2 963	3 110	2 539
喫 煙	22 833	22 904	27 121	33 952	33 030
深夜はいかい	28 425	34 645	42 814	54 863	59 389
そ の 他	5 428	5 339	6 654	8 442	8 452

資料出所：県警少年育成課

表 - 9 - 8 不良行為少年の学校・職業別状況

(人)

	総 数	未就学	児童・学生・生徒				有 職	無 職
			小学生	中学生	高校生	その他		
総 数	103 410 (21 330)	5 (1)	371 (84)	19 408 (4 413)	59 077 (12 157)	2 670 (426)	6 289 (319)	15 590 (3 930)
飲 酒	2 539 (607)			291 (119)	1 434 (343)	223 (30)	191 (7)	400 (108)
喫 煙	33 030 (5 130)		16 (5)	5 847 (1 025)	18 087 (2 691)	1 133 (131)	2 501 (121)	5 446 (1 157)
深 夜 はいかい	59 389 (14 030)		96 (20)	9 529 (2 615)	36 230 (8 435)	1 177 (244)	3 297 (182)	9 060 (2 534)
そ の 他	8 452 (1 563)	5 (1)	259 (59)	3 741 (654)	3 326 (688)	137 (21)	300 (9)	684 (131)

(注) () 内は女子を内数で示す。

資料出所：県警少年育成課

■ 学校・家庭での暴力

▼ 校内暴力

平成17年中に警察が認知した県内の校内暴力事件の総数は69件で、前年に比べると14件(25.5%)増加しています。

表 - 9 - 9 校内暴力事件の推移

(件)

区別 \ 年別	13年	14年	15年	16年	17年
総 数	85	72	65	55	69
対教師暴力	54	56	36	32	41
そ の 他	31	16	29	23	28

資料出所：県警少年捜査課

9 青少年の非行

表 - 9 - 10 校内暴力事件認知及び検挙・補導状況（平成17年）

学校別 区 分	総 数			中 学 校			高等学校		
	件 数 (件)	検挙・補導人員 (人)	被害者 (人)	件 数 (件)	検挙・補導人員 (人)	被害者 (人)	件 数 (件)	検挙・補導人員 (人)	被害者 (人)
総 数	69	97	84	65	91	80	4	6	4
対 教 師	41	46	50	41	46	50	0	0	0
生 徒 間	24	47	30	20	41	26	4	6	4
学校施設	4	4	4	4	4	4	0	0	0

資料出所：県警少年捜査課

▼家庭内暴力

平成17年中に少年相談で家庭内暴力として相談を受理した件数は187件で、前年より51件増加しています。

暴力を振るった者は187件中163件（87.2%）が男子であり、また、母親に対する暴力が121件と最も多く、64.7%を占めています。

表 - 9 - 1 家庭内暴力相談受理状況

（件）

学職別 区 分		平成 17 年	平成 16 年	増 減
計	計	187	136	+51
	男	163	119	+44
	女	24	17	+ 7
類型別	家 庭 内 暴 力 の み	98	73	+25
	家 庭 内 暴 力 + 登 校 拒 否	49	21	+28
	家 庭 内 暴 力 + 不 良 行 為 ・ 非 行	40	42	-2
暴力の 対象別	父 親	10	16	-6
	母 親	121	81	+40
	兄 弟 姉 妹	10	6	+ 4
	同 居 の 親 戚	13	5	+ 8
	物（家財道具等）	25	21	+ 4
	そ の 他	8	7	+ 1
原因・ 動機別	しつけ・親の態度に反発して	53	40	+13
	非行をとがめられて	11	4	+ 7
	物品購入要求等が認められず	43	31	+12
	理 由 も な く て	11	3	+ 8
	勉強をうるさく言われて	2		+ 2
	不 明	67	58	+ 9
措置別	犯 罪 少 年 と し て 措 置		1	-1
	触 法 少 年 と し て 措 置			+ 0
	ぐ 犯 ・ 不 良 少 年 と し て 措 置	2	1	+ 1
	相談に応じて指導・助言・継続相談	183	131	+52
	相談に応じて他機関引継	2	3	-1

資料出所：県警少年育成課

■家出少年

平成17年中に発見保護した家出少年は737人で前年に比べると189人（20.4％）減少しています。

このうち女子は408人で、全体の55.4%を占めています。

表 - 9 - 12 家出少年発見保護学校・職業別状況 (人)

区分 年別	総 数	未就学	児童・学生・生徒				有 職	無 職
			小学生	中学生	高校生	その他の学生		
平成 17年	737人	5人	54人	321人	173人	29人	27人	128人
平成 16年	926人	3人	83人	424人	234人	25人	47人	110人

資料出所：県警少年育成課

表 - 9 - 13 家出少年発見保護状況 (人)

区分 年別	総 数	捜 索 願 受理総数
平成 17年	737 (408)	949 (540)
平成 16年	926 (455)	949 (527)

(注) () 内は女子を内数で示す。

資料出所：県警少年育成課

■児童虐待に関する相談受理・措置状況

平成17年中の児童虐待に関する相談の受理件数は48件で、前年に比べ5件（9.4％）減少しました。

表 - 9 - 14 児童虐待に関する相談受理・措置状況 (件)

区 分		平成 17年中	平成 16年中	増 減	増減率(%)
受 理 件 数		48	53	- 5	- 9.4
態 様	身体的虐待	19	18	+1	+5.6
	怠 慢・拒 否	11	16	- 5	- 31.3
	性的 虐 待	14	6	+8	+133.3
	心理的虐待	4	13	- 9	- 69.2
措 置	助 言 指 導	32	35	- 3	- 8.6
	継続的支援	1	1	±0	-0.0
	他所属引継	3	1	+2	+200.0
	事 件 引 継	1	1	±0	±0.0
	児 童 通 告	5	2	+3	+150.0
	児 相 引 継	5	12	- 7	- 58.3
	そ の 他	1	1	+0	+0.0

資料出所：県警少年育成課

■ 児童虐待に関する検挙状況

平成17年中の児童虐待に関する検挙件数は9件で、前年に比べ6件（-40.0%）減少しました。

このうち身体的虐待の検挙は7件で、全体の77.8%を占めています。

表 - 9 - 15 児童虐待検挙状況 (件)

区 分	17年12月末	16年12月末	増減	増減率(%)
身 体 的 虐 待	7	14	-7	-50.0
殺 人		1	-1	-100.0
殺 人 未 遂	2		+2	
傷 害	4	9	-5	-55.6
傷 害 致 死		2	-2	-100.0
暴 行	1	2	-1	-50.0
怠 慢 又 は 拒 否				
保 護 者 遺 棄				
保 護 者 遺 棄 致				
性 的 虐 待	2	1	+1	+100.0
強 姦	1		+1	
強 制 わ い せ つ				
児 福 法 違 反	1	1		
青 少 年 保 護 条				
心 理 的 虐 待				
合 計	9	15	-6	-40.0

資料出所：県警少年育成課

■ 暴走族の実態と動向

平成17年末、警察で把握した暴走族は19グループ476人（前年比 - 15グループ、 - 242人）です。このうち、爆音を発して集団暴走を繰り返す共同危険型暴走族は19グループ308人（前年比 - 15グループ、 - 189人）で、構成員の内訳は、20歳未満の少年が70.8%に当たる218人、女性全体の1.6%に当たる5人を占めています。

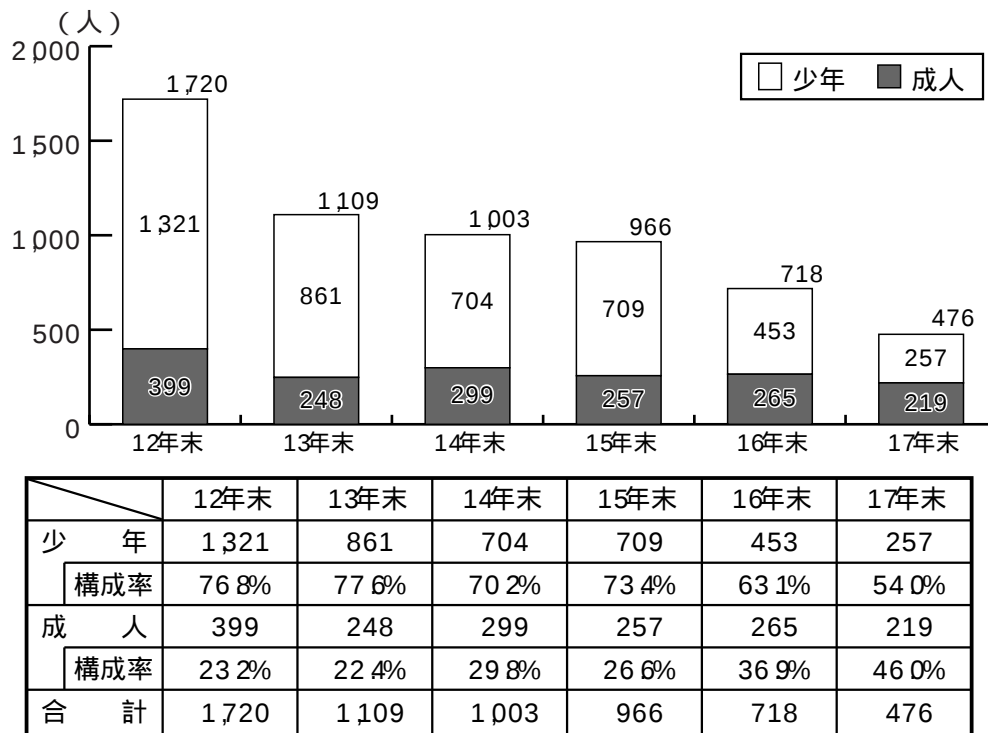
また、警察官の現認等により明らかとなった集団暴走の回数は、17回（前年比 - 25回）、参加人員595人（前年比 - 1,115人）、参加車両373台（前年比 - 567台）と減少傾向にあり、県民から寄せられた暴走族に対する苦情や取締要望などの110番件数も4,130件（前年比 - 2,818件）と減少傾向を示しております。

このほか、特定地域で、運転技術を競う違法競走型暴走族として

- ・ローリング族 山間部等のカーブの多い道路などでレースまがいの走行をし、コーナリング等の運転技術を競うグループ
- ・ドリフト族 道路幅員が広い交通閑散な道路等の交差点において、いわゆるスピンターン（急旋回）やドリフト走行（高速度でコーナーを走行し、ハンドル・アクセル・ブレーキ操作により車を斜走させる）を行うグループ

など、168人（前年比 - 53人）を把握しています。

図 - 9 - 1 暴走族の年齢構成の推移



資料出所：県警交通捜査課（平成17年）

▼最近の特徴

最近の暴走族の特徴としては、おおむね、次のようなことがあげられます。

○高齢化・広域化

これまでの一連の暴走族対策が効果を表し、暴走族構成員の数の減少が顕著な中、各グループとも、成人構成員の占める割合が増えてきています。これは、少年の新規加入が減少した反面、いつまでも暴走族から抜け出せず、大人になっても暴走行為を続ける者が多くなってきているからです。また、他県のグループとも友好関係を結び、県外でも集団暴走を繰り返しています。

○犯行の悪質化・多様化

暴走族は、暴走行為のみならず、遊興費等の資金欲しさなどから、ひったくりや路上強盗等の街頭犯罪を多発させているほか、最近では振り込め詐欺や偽造通貨の行使にも荷担するなど、犯行が多様化しています。

○暴力団の資金源化、予備軍化

暴走族は、暴力団組員や、その周辺者の強い影響下で活動しており、その見返りとして暴力団組員らは、カンパと称して暴走族に金銭を要求するなど、資金源としている節が伺えます。また、元暴走族の中には暴力団組員となっている者も数多く確認されているなど、暴力団の予備軍となっています。

▼暴走族対策

平成17年中に検挙した暴走族は、延べ1,605人にのぼっています。

警察では、取締りの強化と併せて、平成16年4月に施行された「神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例」の柱でもある暴走族を許さない社会環境づくりや暴走族への加入防止及び暴走族からの離脱促進など、暴走族根絶に向けた総合的な対策を推進しています。

具体的には

- ・関係機関・団体等と連携し、街頭キャンペーンや各種会合を通じた暴走族追放気運の醸成を図っているほか、各種事業者に対する不売等の協力要請、施設の夜間閉鎖や道路改良等のい集暴走を困難にする管理者対策など、県民総ぐるみでの暴走族を許さない社会環境づくり
- ・暴走族に興味を持ちだし、暴走族の人的供給源となる中（高）校生を対象に、暴走族相談員による加入防止教室を積極的に開催し、供給源の遮断を図るとともに、検挙した暴走族や、その保護者に対して、加入している暴走族からの離脱指導及び支援活動により既存組織の衰退

などを推進しています。

青少年と有害環境

■ 青少年を取り巻く有害環境

近年の高度情報化の進展やグローバル化の流れは、生活の利便性をもたらした反面、極度の営利優先の風潮など、青少年を取り巻く社会環境に悪影響を及ぼしています。

こうした傾向は、性や暴力を露骨に扱ったテレビ番組・雑誌・ビデオなどの享乐的風潮を助長するメディア等の氾濫、携帯電話の普及に伴う「出会い系サイト」に絡んだ事件の多発、また、青少年の非行を誘発・助長するおそれのある、酒・たばこの自動販売機や娯楽施設の夜間の営業の増加などの問題にみられます。

一方、地域社会における連帯意識の希薄化や教育力の低下など、青少年の健全育成を進めていく上で今までにない困難な状況に直面しています。

青少年を取り巻く有害環境の健全化のためには、条例に基づく規制、県民運動の展開、関係業界の自主規制の推進などの取り組みをとって大人自身の規範意識を高めることが必要です。

▼ 社会環境実態調査の概要

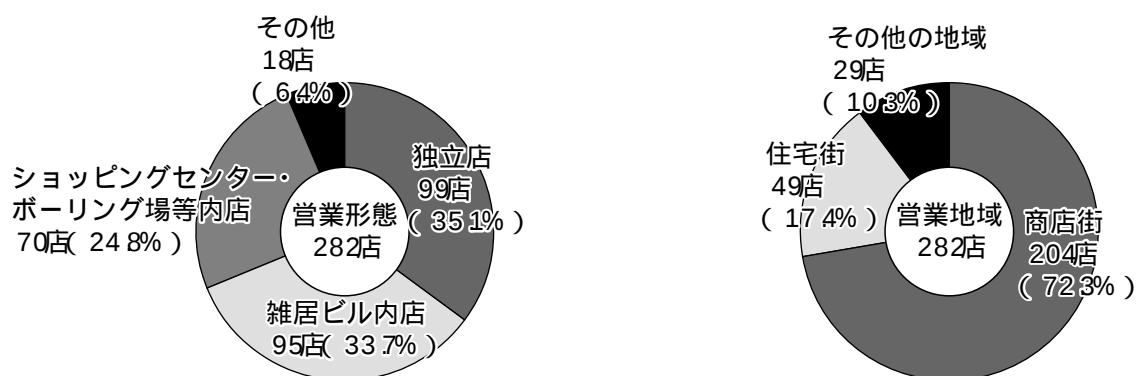
県では、青少年にかかわりの深いゲームセンター、カラオケボックス、販売ビデオ・CD-ROM等の実態について、内閣府の主唱する「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」の7月1日から7月31日までに市町村の協力を得て、県内全域での調査を実施しました。その調査結果は次のとおりです。

○ ゲームセンター

ゲームセンターの店舗数は、282でした。営業形態別でみると「独立店」が35.1%（99店）、「雑居ビル内店」が33.7%（95店）、「ショッピングセンター・ボーリング場等内店」が24.8%（70店）、「その他」が6.4%（18店）でした。

営業地域環境では「商店街」が204店で全体の72.3%を占めています。「住宅街」は17.4%（49店）、その他の地域は10.3%（29店）でした。

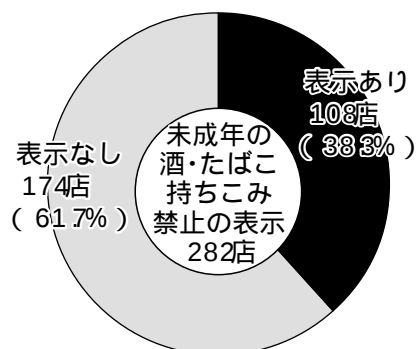
図 - 9 - 2 ゲームセンターの営業形態及び店舗の地域環境



資料出所：青少年課

「未成年者の酒・たばこ持ち込み禁止の表示」は、38.3%（108店）で実施されていました。

図 - 9 - 3 ゲームセンターの自主規制実施状況

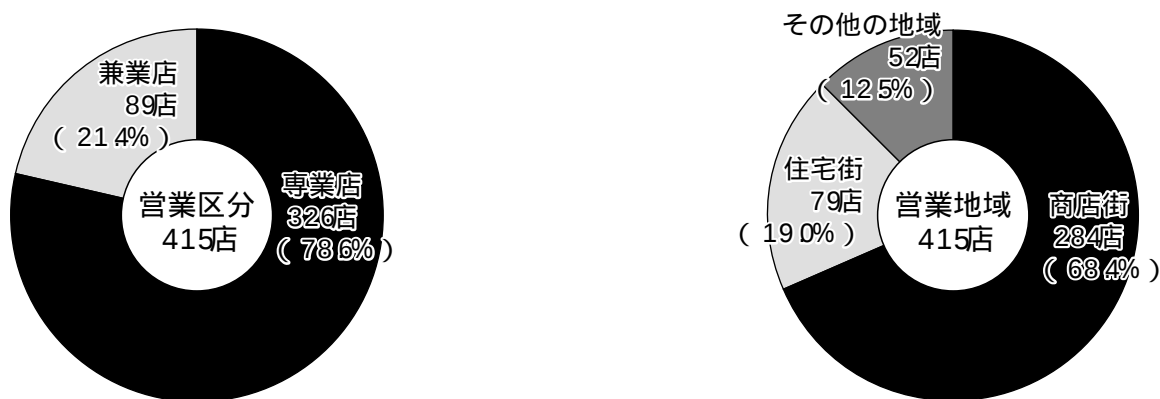


資料出所：青少年課

○カラオケボックス

調査したカラオケボックス415店のうち、営業区分で見ると「専門店」が全体の78.6%（326店）を占め、「兼業店」は21.4%（89店）でした。また、営業地域としては、「商店街」が68.4%（284店）を占め、「住宅街」は19.0%（79店）、その他の地域は12.5%（52店）でした。

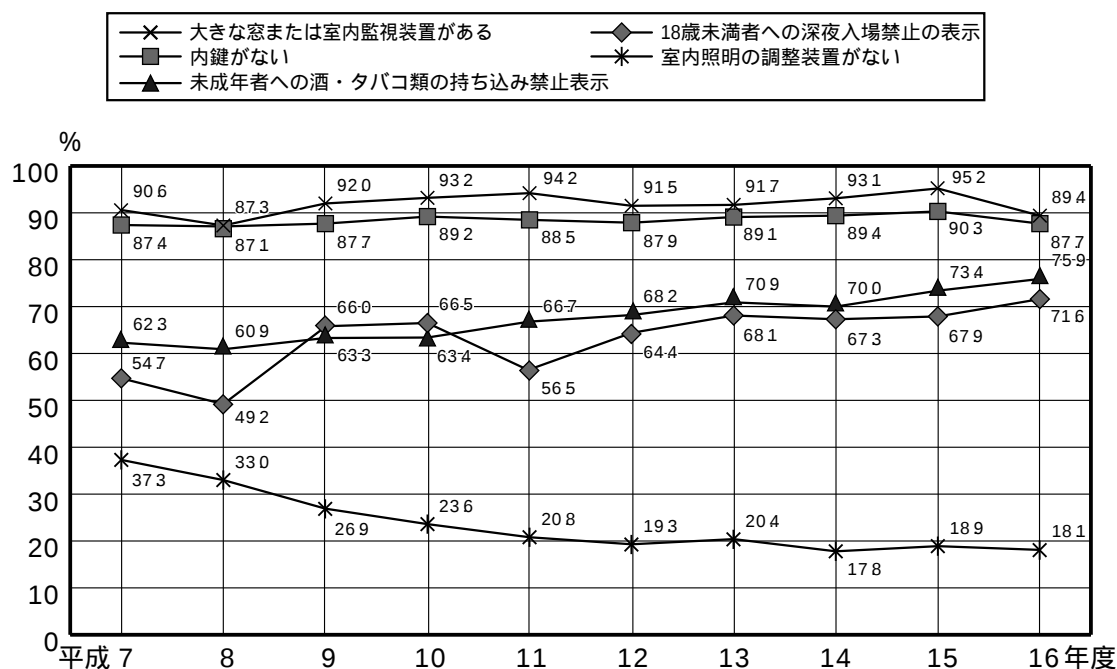
図 - 9 - 4 カラオケボックスの営業区分及び店舗の地域環境



資料出所：青少年課

「18歳未満者の深夜入場禁止の表示」は71.6%（297店）に、「大きな窓または室内監視装置」は89.4%（371店）にありました。また、「内鍵」がない店舗は87.7%（364店）、「室内照明の明暗調整装置」のない店舗は18.1%（75店）、「未成年者の酒・タバコ類の持ち込み禁止表示」のある店舗は75.9%（315店）でした。

図 - 9 - 5 カラオケボックスの自主規制実施状況



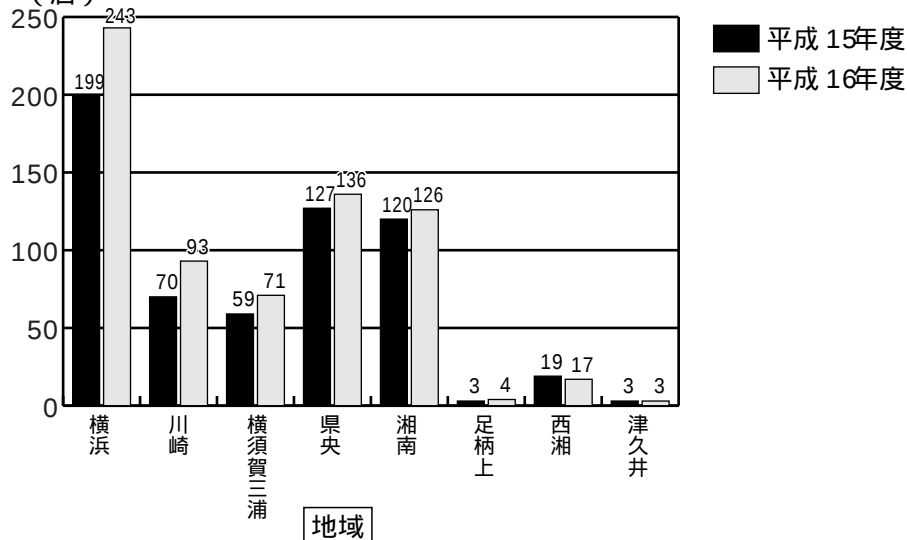
18歳未満者への深夜入場禁止の表示は平成 17 年 7 月から神奈川県青少年保護育成条例により掲出が義務付けられています。

資料出所：青少年課

○販売ビデオ・CD-ROM等

平成16年度は取扱店舗数693店と、15年度の600店から93店の増加となりました。

図 - 9 - 6 販売ビデオ・CDROM等販売店舗の地域別内訳
(店)

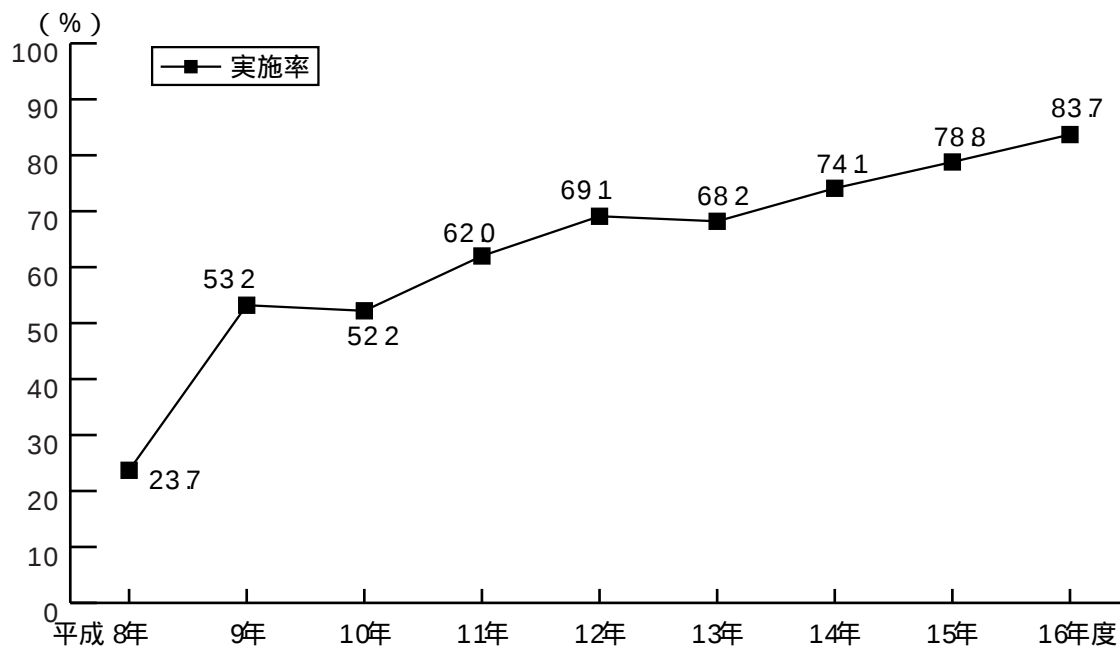


資料出所：青少年課

9 青少年の非行

「成人コーナーの設置」は83.7%（580店）で実施されており、条例による規制の効果が現れてきたといえます。

図 - 9 - 7 販売ビデオ・ＣＤＲＯＭ等販売店舗の条例規制対応状況



資料出所：青少年課

■ 少年のたまり場

少年が出入りし、非行の温床となるおそれがあるなど問題の多い場所となっているいわゆる「たまり場」を警察が把握している数は、平成17年12月末現在、141か所です。

たまり場となっている場所としては、公園・ゲームセンター・深夜スーパーが中心となっています。

表 - 9 - 16 たまり場の実態

(か所)

区 分 年 別	総 数	ゲ ー ム セ ン タ ー	公 園	深 夜 ス ー パ ー	駅	そ の 他
平成 17年	141	28	43	19	13	38
平成 16年	165	31	49	21	18	46
増 減	-24	-3	-6	-2	-5	-8

資料出所：県警少年育成課

■ 少年非行・問題行動等の推移

